

情報提供

那医発第 383 号
令和 8 年 9 月 3 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 玉井 修
常任理事 玉城 仁



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「学校保健等関係通知の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖 医 発 第 837 号
令和 8 年 8 月 24 日

地区医師会学校保健担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 當間 隆也
(公印省略)

学校保健等関係通知の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会より学校保健等関係通知が届いておりますので、本通知をもってお知らせすると共に、以下に概略を説明申し上げます。

①については、学校における医療的ケア児の受入れ体制の充実を目的に、各自治体がガイドラインを策定・改訂する際の参考となる「学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】」を公表したことをお知らせするものです。

②については、食料安全保障の確保にも資する食育を推進し、「農林漁業教育」や「大人の食育」等を一層促進するために食育基本法の一部を改正する法律が令和 8 年 5 月に公布・施行されたことを受け、第 5 次食育推進基本計画が作成されたことをお知らせするものです。

③については、子供たちの体が暑さに慣れていない休業日明けの時期等において、学校や学校設置者等に対して環境整備や児童生徒への適切な指導などの留意点に関する文書が発出されたことをお知らせするものです。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員に対する周知方についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該文書にかかる関係資料については、沖縄県医師会文書映像データ管理システムよりご確認くださいようお願い申し上げます。

記

No	文書番号	発送月日	文書名
①	日医発第 777 号（健Ⅰ）	R8.7.22	「学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】」の公表について（情報提供）
②	日医発第 793 号（健Ⅱ）	R8.7.24	「第 5 次食育推進基本計画」に基づく健康づくりのための食育の推進について
③	日医発第 972 号（健Ⅰ）	R8.8.18	休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について（依頼）



1

日医発第777号(健Ⅰ)
令和8年7月22日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺弘司
(公印省略)

「学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】」
の公表について（情報提供）

平素、本会学校保健事業に関し、種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、医療技術の進歩や在宅医療の普及等に伴い、学校における医療的ケア児の在籍数は年々増加しており、医療的ケア児が安全・安心に学校生活等を送ることができる環境の整備が求められています。そこで、文部科学省 令和7年度学校における医療的ケア実施体制整備事業（災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究）では、各教育委員会等が学校における医療的ケア実施に関するガイドラインを検討する際の留意点や記載事項、記載例などを示した【ひな型】を作成しました。

今般、【ひな形】の（概要版）および（本文）が文部科学省のホームページに掲載された旨、本会に対して情報提供がありましたので、ご参考までに（概要版）を添付いたします。併せて、「学校における医療的ケア」に関する資料が掲載されているホームページをお知らせいたします。

貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関等への情報提供につきましてもご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【掲載先】

6. 学校における医療的ケア：文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/mext_00706.html

学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】（概要版）

https://www.mext.go.jp/content/20260630-mxt_tokubetu02-000007449_1.pdf

学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】（本文）

https://www.mext.go.jp/content/20260630-mxt_tokubetu02-000007449_2.pdf

文部科学省 令和7年度学校における医療的ケア実施体制整備事業
(災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究)

学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】 ＜概要版＞

令和8年7月

全体概要（学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】について）

1. はじめに
2. 教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備
3. 医療的ケアの対応範囲
4. 医療的ケア実施までの流れと実施事項
5. 保護者の付添い対応
6. 学校生活の各場面に応じた対応
7. 緊急時対応
8. 災害対策

全体概要(学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】について)

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

ガイドライン【ひな形】作成の背景

学校における医療的ケアの対応の在り方等を示すガイドライン等(以下、「ガイドライン」という。)を策定している都道府県・市区町村教育委員会は全体で21.7%(うち医療的ケア児が在籍している教育委員会は54.2%)となっており※1、各自治体におけるガイドラインの策定が急務となっている。本ガイドライン【ひな形】は、学校における医療的ケア児の受入れ体制の充実を目的に、各自治体が、学校※2における医療的ケア実施に関するガイドラインを策定・改訂する際の項目を例示するものである。

ガイドライン【ひな形】のポイント

2-1.7. 都道府県による広域支援

都道府県においては、市区町村への支援として、医療的ケアの実施体制や災害時の対応等における広域的な取組の実施を検討し、その内容について記載する。

【留意点】

- 都道府県においては、市区町村が独自に実施するには困難な取組に対して、例えば、医療圏を踏まえた学校と医療機関との連携体制の構築、各学校の求めに応じた専門家の巡回指導、関係者に対する研修の実施等、市区町村に対する広域的な支援体制を記載すること。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】	【必要に応じて推奨される事項】
☐ 市区町村教育委員会に対する指導・助言	☐ 市区町村において実施されている医療的ケアに関する状況把握(医療的ケア児の人数や実施されているケア行為の種類)
☐ 学校における医療的ケア実施に当たって広域で有用な情報の提供	☐ 医師・医療的ケア看護職員の派遣による実施校への巡回指導
☐ 医療や災害等の圏域を踏まえた広域的な市区町村への支援体制の構築	☐ 関係者向けの研修機会の提供
	☐ 医療的ケアに関する人材の確保支援
	☐ 義務教育終了後の進路に関する高等学校等との連携支援
	☐ 域内の市区町村におけるガイドライン等の策定・見直し支援

(2-1.7. 記載例)

【福岡県】『学校における医療的ケアガイドライン～医療的ケア児の安全・安心な教育環境の整備のために～』(令和5年2月)

第1章 学校における医療的ケアの基本的な考え方

1 学校における医療的ケアとは

県立学校医療的ケア体制整備事業

(前略)

市町村立の小・中学校等に在学する医療的ケア児の増加を見据え、市町村教育委員会や小・中学校等における医療的ケア実施体制の構築・改善等を支援する「コーディネーター看護職員」を配置し、市町村教育委員会や小・中学校長の要請に応じて、必要な助言等を行ったり、市町村立学校に勤務する看護職員に対し研修機会を提供したりして、本県の学校における医療的ケア実施体制の

①各項目を検討する際の方向性【留意点】

各教育委員会がガイドラインの記載内容を検討するにあたって念頭におくべき方向性を記載。

②ガイドラインに必要な視点【記載事項】

ガイドライン策定に必要な視点を、網羅的に【記載事項】として、【推奨される事項】(通知等で示されている内容や今般求められる事項)と、【必要に応じて推奨される事項】(地域の実情を踏まえ必要性を判断する事項)に分けて掲載。

③全国の自治体のガイドラインの記載例

全国の自治体において既に策定されているガイドライン等の記載内容を多数掲載。

ガイドライン【ひな形】の構成

- はじめに
 - 1-1. ガイドライン策定の背景・目的
 - 1-2. 使用する用語の定義
 - 1-3. ガイドラインの位置づけ
- 教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備
 - 2-1. 教育委員会による管理・実施体制の整備
 - 2-2. 学校における管理・実施体制の整備
- 医療的ケアの対応範囲
 - 3-1. 実施可能な行為
 - 3-2. 実施に当たっての環境整備
 - 3-3. 主な医療的ケアの留意点
- 医療的ケア実施までの流れと実施事項
 - 4-1. 実施までの流れ
 - 4-2. 具体的な実施事項
- 保護者の付添い対応
 - 5-1. 保護者の付添いに関する基本的な考え方
 - 5-2. 保護者の付添いに伴う負担の軽減に向けた対応
- 学校生活の各場面に応じた対応
 - 6-1. 校内の活動に関する対応
 - 6-2. 登下校時の対応
 - 6-3. 校外学習時の対応
- 緊急時対応
 - 7-1. 緊急時対応マニュアルの作成
 - 7-2. 緊急事態の早期把握と迅速な対応のための備え
 - 7-3. 緊急事態発生時の対応
 - 7-4. ヒヤリ・ハットや重大事故発生後の報告・分析・再発防止
- 災害対策
 - 8-1. 災害への備え
 - 8-2. 発災時の対応
 - 8-3. 事後の対応

※1 令和5年度「学校における医療的ケアに関する実態調査」

※2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

1. はじめに

1-1. ガイドライン策定の背景・目的

関連する法制度・通知の趣旨や基本的な考え方、自治体におけるこれまでの取組と、そこから明らかになった課題、ガイドラインの意義・目的について記載する。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]

- ☐ 関連する法制度・通知(医ケア児支援法等)の趣旨や基本的な考え方
- ☐ ガイドラインの意義・目的
- ☐ ガイドラインの対象となる学校種別

[必要に応じて推奨される事項]

- ☐ 自治体(都道府県・市区町村)における政策、これまでの取組(実施事業や事例等)
- ☐ 自治体における課題

1-2. 使用する用語の定義

教育、保健、医療、福祉、防災等の各分野で共通認識が図れるよう用語説明を記載する。

1-3. ガイドラインの位置づけ

自治体におけるガイドラインの位置づけを明確化する観点から、自治体の各計画とガイドラインの関係や、必要に応じて、医ケア児支援法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、学校保健安全法、個人情報の保護に関する法律、災害対策基本法(要支援者名簿・個別避難計画)等の関連法や省庁の通知等との関連について記載する。

【留意点】

- ガイドラインで記載する内容は、あくまで医療的ケアの実施に対する方針や考え方であることを示し、実際に医療的ケアを実施するに当たっては、個別のケースごとに、各自治体や学校で協議を行い、本人・保護者と学校関係者の協議の上で、個別的な対応を進めていくことができることを記載するなど、画一的な対応にならないよう記載すること。

2. 教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備

1 2 3 4 5 6

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

2-1. 教育委員会による管理・実施体制の整備

2-1.1. 教育委員会の役割

【留意点】

- ・ 医療的ケア児の受け入れに備え、域内の学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制を整備するための事項を記載すること。
- ・ 教育のみならず保健や医療、福祉、防災などの連携が不可欠であることから、保健、医療、福祉、防災等の関係部局や関係機関、保護者の代表者などの関係者との連携体制を構築するための事項を記載すること。
- ・ 対応の在り方を画一的に定めるのではなく、校内の体制や医療的ケア児の実態、医療的ケア看護職員の確保状況を十分に把握した上で、各学校が個別に対応の在り方を柔軟に検討することができるよう記載すること。

ガイドラインの記載事項

特別支援学校		小・中学校等
[推奨される事項] ☐ ガイドラインの策定・周知 ☐ 管理下の学校における医療的ケア実施体制の整備(医療的ケアを実施する医療的ケア看護職員と認定特定行為業務従事者である教職員やその他の教職員との連携及び役割分担を含む) ☐ 学校医・医療的ケア指導医の委嘱 ☐ 医療的ケア看護職員の確保方針(直接雇用、委託契約等) ☐ 地域の実情に合わせた指導的な立場となる看護師の配置 ☐ 医療的ケア看護職員の配置 ☐ 医療的ケア看護職員や教職員の研修 ☐ 緊急時の対応指針の策定 ☐ 学校と医師及び医療機関の連携協力の支援 ☐ 管理下の学校における医療的ケア実施体制説明資料(保護者用、医療関係者用等)の作成と広報 ☐ ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析 ☐ 新たに対応が求められる医療的ケアの取扱いの検討過程 ☐ 医療的ケア運営協議会の設置・運営 ☐ 都道府県等レベルでの医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との連絡体制の構築		[推奨される事項] <特別支援学校>での記載事項に加え、 ☐ 初めて医療的ケア児を受け入れる学校に対しての学校における医療的ケアの教育的意義の周知・啓発 [必要に応じて推奨される事項] <特別支援学校>での記載事項に加え、 ☐ 市区町村教育委員会における医療的ケア運営協議会の下部会議体の設置 ☐ 医療的ケア児が単独又は少数である場合の医療的ケア実施体制の整備のあり方 ☐ 他の児童生徒等の学校生活への影響も考慮した教育環境 ☐ 緊急時や災害時も想定したバリアフリーな設備・環境の整備 ☐ 医療的ケアの実施環境や提供体制に関する保護者への理解促進

2-1.2. 関係者の役割分担

教育に加え、医療や福祉などの関係者の役割を記載する。

ガイドラインの記載事項

[必要に応じて推奨される事項] ☐ 校長・副校長・教頭・一部の主幹教諭の役割 ☐ 医療的ケア看護職員の役割		☐ 指導的な立場となる看護師の役割 ☐ 全ての教職員の役割 ☐ 認定特定行為業務従事者である教職員の役割	☐ 養護教諭の役割 ☐ 学校医・医療的ケア指導医の役割 ☐ 主治医の役割	☐ 保護者の役割 [必要に応じて推奨される事項] ☐ 地域の実情に合わせた関係者の役割
---	--	---	---	---

2. 教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備

1 2 3 4 5 6

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

2-1.教育委員会による管理・実施体制の整備

2-1.3. 医療的ケア運営協議会の設置

【留意点】

- ・ 医療的ケア運営協議会の運営に当たっては、地域の医師会や看護団体などの協力を得て、小児医療や在宅医療における医療的ケアに精通し、学校の環境等にも理解のある医師や看護師から指導や助言を受けられるようするなど、医学的な視点が十分に踏まえられるようすること。
- ・ 福祉部局など教育委員会以外の部局において類似の協議体がある場合は、その協議体に上記の医療的ケア運営協議会の機能を持たせるなど、効率的な運営のあり方を検討すること。
- ・ 関係者とのコミュニケーションに当たっては、それぞれの分野における制度や専門用語等について認識を合わせたうえで議論を行うよう工夫すること。

ガイドラインの記載事項

① 運営体制	[推奨される事項]		☐ 防災分野の関係部局・関係機関の参加	☐ 開催の頻度・タイミング
	☐ 教育分野の関係部局・関係機関の参加	☐ 保護者代表の参加		[必要に応じて推奨される事項]
	☐ 保健分野の関係部局・関係機関の参加	☐ 小児医療や在宅医療における医療的ケアに精通し、学校の環境等に	☐ 学識者の参加	
	☐ 医療分野の関係部局・関係機関の参加	も理解のある医師や看護師による指導・助言又は参加	☐ 教育委員会への報告のあり方(答申等)	
	☐ 福祉分野の関係部局・関係機関の参加	☐ 関係団体(医師会・看護協会等)の参加		
特別支援学校			小・中学校等	
② 協議事項	[推奨される事項]		[推奨される事項]	
	☐ ガイドラインの策定・改訂	☐ 医療的ケア運営協議会の設置・運営方針	<特別支援学校>での記載事項に加え、	
	☐ 管理下の学校における医療的ケア実施体制	☐ 都道府県等レベルでの医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との連絡体制の構築	☐ 地域の学校での医療的ケア児の受け入れ方針及び医療的ケアの実施方針	
	☐ 学校医・医療的ケア指導医の委嘱	☐ 医療的ケアの全体的な方針	☐ 医療的ケア運営協議会の設置要件、開催要件	
	☐ 医療的ケア看護職員の配置方針(学校ごと、巡回等)	☐ 各学校の医療的ケアの実施状況の共有	[必要に応じて推奨される事項]	
	☐ 医療的ケア看護職員や教職員の研修や養成	☐ 各学校の医療的ケアの実施方法・体制に対する助言	<特別支援学校>での記載事項に加え、	
	☐ 緊急時の対応指針	☐ 医療的ケアの実施に関する課題の協議	☐ 地域の医療的ケア児の入学・進学状況の把握方法	
	☐ 学校と医師及び医療機関の連携協力の支援	[必要に応じて推奨される事項]	☐ 医療的ケア児の受け入れ時の体制構築プロセス	
	☐ ヒヤリ・ハット等の事例の分析	☐ 医療的ケア実施に係る年間計画の策定	☐ 学校における医療的ケアの実施に関する課題の協議プロセス	
	☐ 新たに対応が求められる医療的ケアの取扱い	☐ 地域の課題に応じたモデル事業の検証		

2-1.4. 関係機関との連携

他機関との具体的な連携方法について記載する。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】 ☐ 庁内の福祉・保健・防災部局との連携 ☐ 保健所との連携 ☐ 消防署との連携	☐ 医療的ケア児支援センターとの連携 ☐ 地域の医療機関・訪問看護ステーション等との連携 ☐ 医師会・看護協会等との連携 ☐ 地域の障害福祉事業所等(放課後デイサービス等)との連携	[必要に応じて推奨される事項] ☐ 保健センターとの連携 ☐ 幼児教育センターとの連携
---	---	---

2. 教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備



『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

2-1. 教育委員会による管理・実施体制の整備

2-1.5. 医療的ケア看護職員配置の方法・留意事項

医療的ケア看護職員や、指導的な立場となる看護師の採用・指名・配置、看護師等の業務範囲、ケア内容の確認体制、感染対策、欠員時の代替要員確保等について記載する。

【留意点】

- 校外学習等の特定の場面や、医療的ケア看護職員の休暇時等の対応について記載すること。例えば、医療機関や訪問看護ステーション等への委託の活用、教育委員会に配置している医療的ケア看護職員が各学校を巡回する等の体制整備といった点について、柔軟に対応を検討する旨を記載すること。
- 医療的ケア看護職員の人材確保に当たっては、ハローワークやナースセンターとの連携、地域の広報誌における求人の掲載等、幅広い媒体を活用することができるように記載すること。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】	□ 医療機関や訪問看護ステーション等に委託する場合の業務内容や手続等	【必要に応じて推奨される事項】
□ 指導的な立場となる看護師を含む医療的ケア看護職員の配置方法(学校ごとに個別配置・複数校への派遣等)	□ 医療的ケア看護職員の業務範囲	□ 人材確保の手法(自治体広報、ハローワーク、ナースセンター等)
□ 医療機関や訪問看護ステーション等に委託する場合の各学校の関係者との医療的ケアの目的や、その教育的な意義の共有や連携の方法	□ 欠員時の代替要員確保の方法	□ 採用方法(直接雇用・委託契約等)
	□ 宿泊を伴う校外学習等の臨時的な医療的ケア看護職員確保の方法	□ 医療的ケア看護職員が相互に情報共有や相談ができる仕組み
		□ 保護者の付添いが真に必要な場合の考え方

2-1.6. 研修機会の提供

関係者の役割に応じた研修の実施方針を記載する。例えば、医療的ケア実施担当者(医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者)、医療的ケア児が在籍する学校の全ての教職員、通学関係者(通学車両の運転手・同乗する職員)への研修の機会や実施方法等について記載する。

【留意点】

- 医療的ケアに関する研修は、文部科学省が示している「学校における医療的ケアに関する研修参考マニュアル」(令和4年度)、「学校における医療的ケアの手技に関する研修動画シリーズ」(令和6年度)等を活用して、各学校の実情に合わせた研修を企画できるよう記載すること。

ガイドラインの記載事項

特別支援学校	
[推奨される事項]	□ 通学関係者(通学車両の運転手・同乗する職員)に対する研修の実施体制、研修内容
□ 医療的ケア看護職員に対する学校における医療的ケアの専門性の向上のための研修の実施体制、研修内容	[必要に応じて推奨される事項]
□ 域内や学校で指導的な立場となる看護師や各教育委員会の医療的ケア担当者等に対する研修の実施体制、研修内容	□ 初めて学校で勤務する医療的ケア看護職員を対象とした研修の実施体制、研修内容
□ 校長等に対する研修の実施体制、研修内容	□ 医師会や看護協会等と連携した研修機会の確保
□ 認定特定行為従事者等に対する研修の実施体制、研修内容	□ 看護系大学や関係団体等と連携した情報提供を受けられる機会の確保
□ 全ての教職員に対する研修の実施体制、研修内容	□ 医療的ケア児支援センターと連携した情報提供を受けられる機会の確保
	□ 周囲の児童生徒等やその保護者を対象とした医療的ケアに関する理解・啓発の実施
	□ 地域の小・中学校等の教職員に対する研修の実施体制、研修内容
小・中学校等	
[推奨される事項]	□ 地域の医師会や看護団体等が主催する研修機会の確保
<特別支援学校>と同様	□ 看護系大学や関係団体等と連携した情報提供を受ける機会の確保
[必要に応じて推奨される事項]	□ 周囲の児童生徒等やその保護者を対象とした医療的ケアに関する理解・啓発の実施
□ 初めて学校で勤務する医療的ケア看護職員を対象とした研修の実施体制、研修内容	

2. 教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備

1 2 3 4 5 6

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

2-1. 教育委員会による管理・実施体制の整備

2-1.7. 都道府県による広域支援

域内の市区町村への支援内容について記載する。

【留意点】

- 都道府県においては、市区町村が独自に実施するには困難な取組に対して、例えば、医療圏を踏まえた学校と医療機関との連携体制の構築、各学校の求めに応じた専門家の巡回指導、関係者に対する研修の実施等、市区町村に対する広域的な支援体制を記載すること。

ガイドラインの記載事項

〔推奨される事項〕	〔必要に応じて推奨される事項〕	
☐ 市区町村教育委員会に対する指導・助言	☐ 市区町村において実施されている医療的ケアに関する状況把握(医療的ケア児の人数や実施されているケア行為の種類)	☐ 関係者向けの研修機会の提供
☐ 学校における医療的ケア実施に当たって広域で有用な情報の提供	☐ 医師・医療的ケア看護職員の派遣による実施校への巡回指導	☐ 医療的ケアに関する人材の確保支援
☐ 医療や災害等の圏域を踏まえた広域的な市区町村への支援体制の構築		☐ 義務教育終了後の進路に関する高等学校等との連携支援
		☐ 域内の市区町村におけるガイドライン等の策定・見直し支援

2-1.8. 情報管理・同意・倫理

医療的ケアに関する指示書・同意の管理、記録の範囲・閲覧権限、個人情報の取扱いについて記載する。

2-2. 学校における管理・実施体制の整備

2-2.1. 学校の役割

職種の専門性を生かし連携するチーム体制構築のために必要な事柄を示す。

ガイドラインの記載事項

〔推奨される事項〕	〔必要に応じて推奨される事項〕
☐ 主治医等との連携(主治医からの診療情報提供や学校からの医療的ケア実施報告)・コミュニケーションの方法	☐ 校内外の連絡・調整を担当する教職員の事前の決定
☐ 医療的ケア指導医との情報共有・コミュニケーションの方法	☐ 医療的ケア看護職員が病院や訪問看護ステーション等の医療的ケア看護職員と直接意見交換や相談が出来る体制の構築
☐ 医療的ケア看護職員の役割や責任、学校側の体制等について保護者の理解を得る機会の設定・コミュニケーションの方法	☐ すべての教職員間の、日常的、また定期的な、情報共有やコミュニケーションの方法
☐ 医療的ケアに関する保護者の意向等の確認機会の設定・コミュニケーションの方法	☐ 外部の関係機関との連絡・調整の方法
☐ 医療的ケア看護職員と学校関係者の情報共有・コミュニケーションの方法	
☐ 医療的ケア看護職員間の情報共有・コミュニケーションの方法(指導的な立場となる看護師、フルタイム・パートタイムの看護師)	

2. 教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備

1 2 3 4 5 6

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

2-2.学校における管理・実施体制の整備

2-2.2. 医療的ケア安全委員会の設置・開催

構成員・開催頻度、議題等を記載する。

【留意点】

- ・ 医療的ケア安全委員会の運営に当たっては、主治医のほか、教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医に、適宜、具体的な指導や助言が求められるように記載すること。
- ・ 医療的ケア看護職員と医療的ケア児との関係性が構築されている教職員が連携しながら、組織的に医療的ケアを実施することができるよう、画一的な議題だけではなく地域の実情に合わせた議論ができるよう記載すること。
- ・ 事故の発生や緊急時の対応について予め検討して記載すること。

ガイドラインの記載事項

① 運営体制	特別支援学校／小・中学校等	
	[推奨される事項] ☐ 管理職の参加 ☐ 学級担任等、管理職以外の医療的ケア児を担当する教員の参加 ☐ 指導的な立場となる看護師を含む医療的ケア看護職員の参加 ☐ 学校医・医療的ケア指導医の参加 ☐ 養護教諭の参加 [必要に応じて推奨される事項] ☐ 特別支援教育コーディネーターの参加 ☐ 協議事項に応じた医療的ケア児の保護者の参加 （代表又は該当する医療的ケア児の保護者） ☐ その他管理職が必要と考える者	
② 協議事項	特別支援学校	小・中学校等
	[推奨される事項] ☐ 校内での役割分担・連携 ☐ 個別の医療的ケア実施体制 ☐ 各種マニュアル(平時・緊急時・災害時・校外学習時等)の作成・確認 ☐ ヒヤリ・ハット事例の共有・対策 [必要に応じて推奨される事項] ☐ 個別の医療的ケア実施に 当たっての留意事項	[推奨される事項] < 特別支援学校 > と同様 [必要に応じて推奨される事項] < 特別支援学校 > での記載事項に加え、 ☐ 他の児童生徒等の学校生活への影響も考慮した配慮の検討

2-2.3. 個別マニュアルの策定

【留意点】

- ・ 医療的ケア児について、個別マニュアルを策定する際には、当該医療的ケア児又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図れるよう、ガイドラインに記載すること。ただし、関係者間で情報共有を行う際は、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明し、同意を得ることを示す必要がある。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項] ☐ 個別マニュアルの策定・承認手順(保護者等の参画も含む) ☐ 個別マニュアルの策定に当たっての関係者(本人・保護者・学校・主治医・医療的ケア看護職員)・関係機関(児童生徒等が通常利用している医療機関や訪問看護ステーション等)との意見交換や情報収集の実施 ☐ 個別マニュアルの評価・振り返り・更新の方法 [必要に応じて推奨される事項] ☐ 個別マニュアルの内容についての関係者による共通理解の図り方 ☐ 教育と医療の整合の取り方(長期目標・セルフケア目標の設定を含む) ☐ 医療的ケア以外の支援の記載事項(身体介助、学習等) ☐ 進学時等の個別マニュアルの引継ぎ	
--	--

2. 教育委員会・学校を中心とした管理・実施体制の整備

1 2 3 4 5 6

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

2-2.学校における管理・実施体制の整備

2-2.4. 医療的ケア等の記録・報告

日々の記録、情報共有・報告の種類や頻度等について記載する。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]

- ☐ 医療的ケアに関する日々の記録の方法、記録内容(実施者、ケア内容等)
- ☐ 保護者による医療的ケア児の健康状態の学校への報告
- ☐ 医療的ケア看護職員や教職員等による保護者との情報共有の方法(連絡帳等)
- ☐ 主治医・医療的ケア指導医への定期的な報告の実施方法

[必要に応じて推奨される事項]

- ☐ 教育委員会への定期的な報告の実施方法
- ☐ 管理職への定期的な報告の実施方法
- ☐ 指導的な立場となる看護師との情報共有の方法

2-2.5. 翌年度の準備

医療的ケア看護職員間での引継ぎ、医療的ケアの実施に関する主治医からの指示書・保護者の同意書等の更新手続き、年度が変わることによる医療的ケア看護職員の配置の変化への対応、医療的ケア児や保護者の状況の変化による対応等について記載する。

3. 医療的ケアの対応範囲

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

3-1.実施可能な行為

学校において実施可能な医療的ケアについて、実施者ごとに可能な行為を具体的に記載する。

【留意点】

- ・ 実施可能な医療的ケアは、医療的ケアの内容等により画一的に判断するものではなく、主治医等の意見を踏まえ、個々の医療的ケア児の状態等に応じた柔軟な対応を検討できるように記載すること。
- ・ 実施可能な医療的ケアの種類を記載するに当たっては、医療技術の進歩等により新たな対応が求められることも考えられるため、随時改訂を検討すること。

ガイドラインの記載事項

特別支援学校		小・中学校等	
[推奨される事項] □ 医療的ケア看護職員が対応する医療的ケア □ 認定特定行為業務従事者が対応する医療的ケア □ 教職員が対応する補助行為、可能な補助行為 □ 個々の医療的ケア児の状態等に応じた対応	[必要に応じて推奨される事項] □ 指導的な立場となる看護師が対応する医療的ケア □ 実施可能な行為か判断に迷った場合の確認の流れ	[推奨される事項] □ 医療的ケア看護職員が対応する医療的ケア □ 教職員が対応する補助行為、可能な補助行為	□ 個々の医療的ケア児の状態等に応じた対応
			[必要に応じて推奨される事項] □ <特別支援学校>と同様

3-2.実施にあたっての環境整備

医療的ケアを実施する環境について、整えておく必要がある場所及び設備等の留意点を記載する。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項] □ 他の児童生徒等の目を気にすることなく医療的ケアが実施できる場所の確保 □ 感染等予防のために取り組む事項(手洗い、消毒、換気、拭き掃除等) □ 医療的ケアを実施する場の環境整備(温度や湿度の調整、換気、明るさ等)		[必要に応じて推奨される事項] □ 医療的ケアを実施する者の安全が確保される動線・物品等の整備 □ 施設設備の整備(手洗い設備、換気設備、空調設備等) □ 医療的ケアを実施するための医療的ケアの実施に伴う廃棄物の取扱い	
---	--	--	--

3-3.主な医療的ケアの留意点

【留意点】

- ・ 各医療的ケアに関する留意点について、文部科学省が示している「学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)」「(令和元年度)」「小学校等における医療的ケア実施支援資料 ～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」(令和3年度)等の内容を参照して記載すること。

4. 医療的ケア実施までの流れと実施事項

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

4-1. 実施までの流れ

医療的ケア実施までの流れについて、必要な手続きの時期・手順・必要書類、スケジュール、実施者等を記載する。

【留意点】

- 保護者の付添い等に係る負担軽減のため、就学及び進学する前の医療的ケア児を可能な限り早期に把握し、医療的ケア看護職員の確保に可能な限り早期から着手できるよう、学校関係者間において共有できる流れを記載すること。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】

- 医療的ケアの実施についての保護者から学校又は教育委員会への依頼
- 医療的ケア児の健康状態、医療的ケアの内容や頻度、想定される緊急時の対応等に関する保護者からの情報収集
- 学校で実施可能な医療的ケアの範囲についての学校・保護者間での共通理解の場の設定
- 学校から主治医に対する指示書の作成に必要十分な情報の提供
- 主治医に対する、医療的ケアの範囲や内容、実施する学校の状況等を踏まえた、明確な内容の指示書の作成依頼
- 主治医が学校又は教育委員会宛てに作成した指示書の受領

- 医療的ケアの実施に関する審議・決定
- 医療的ケア実施者への指示書の内容の正確な伝達
- 保護者・学校への医療的ケアの実施に関する通知
- 医療的ケアの学校での実施についての保護者からの書面による同意の取得
- 学校と保護者の連携協力に当たって必要な協議の実施（医療的ケア児の障害の状態や病状の把握、健康状態がすぐれないときや登校後に異常が認められた場合の対応、欠席期間後の再登校時の対応、緊急時の連絡手段の確保など）
- 個別マニュアルの作成と引継ぎ（就学前の利用施設等から）

【必要に応じて推奨される事項】

- 必要書類の一覧の明示
- 就学相談等を通じた早期の状況把握の時期・方法
- 主治医や教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医、相談支援事業所に配置された児童生徒等を担当している相談支援専門員、市区町村に配置されている医療的ケア児等コーディネーター等との連携
- 各手続きの時期や方法
- 医療的ケア指導医等による主治医からの指示書の内容確認

4-2. 具体的な実施事項

【留意点】

- 教育委員会による医療的ケア児本人・保護者等への説明及び状況把握のタイミングや、関連する手続き・書類、説明・状況把握が必要な事柄、その他保護者が就学への理解を深めるために実施可能な取組（学校見学等）について記載すること。
- 自治体内の関係部局、幼稚園や保育所、小・中・高等学校、特別支援学校、医療的ケア児支援センター等の関係機関等、保健・医療・福祉・防災等の関係分野が連携し、就学及び進学前の医療的ケア児を可能な限り早期から把握するための取組について記載すること。
- 保護者に付添いの協力を得ることについては、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきである。やむを得ず、保護者に付添いの協力を求める場合には、代替案などを十分に検討することが必要であり、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて、医療的ケア児や保護者に対して丁寧に説明できるよう、医療的ケア実施までの実施事項を記載すること。
- 医療的ケア児が転入する際には、転入前に所属していた学校等と可能な限り早期から医療的ケア児の状態等についての情報交換を行い、転入する学校において医療的ケア看護職員の確保に可能な限り早期から取り組めるよう記載すること。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】

- 医療的ケアに関する窓口となる教職員の選定
- 入学前から相談を受けられる体制の整備
- 医療的ケアの申請に必要な書類の記載方法や作成にあたっての留意事項、手続き（書類提出・面談等）の実施方法

- 医療的ケア児受入れの検討主体や検討方法
- 学校での医療的ケアの実施可否に関する本人・保護者への通知方法
- 各種指示書・個別マニュアルの作成主体、記載方法、記載に当たっての留意事項

【必要に応じて推奨される事項】

- 医療的ケアの仕組みの全体像や役割分担を明記したリーフレット等の活用
- 医療的ケア実施の体制整備に当たっての相談窓口
- 学校における医療的ケア開始前の試行実施の方法

5. 保護者の付添い対応

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

5-1. 保護者の付添いに関する基本的な考え方

医ケア児支援法において、学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が、保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケア、その他の支援を受けられるようにするための措置を講ずるものとされている。医療的ケア児の自立を促す観点からも、保護者に付添いの協力を得ることについては、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであり、入学や転入学時などに必要な情報を保護者から学校へ引き継ぐ場合、主治医や医療的ケア指導医の意見を踏まえ、引継ぎ期間の短縮化に向けて、早期に必要な体制の整備が求められる。ガイドラインにおいては、保護者の付添いに関する考え方や付添いに伴う負担軽減に向けた対応等について記載する。

【留意点】

- 保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするためには、早期の実態把握が必要であることから、就学及び進学する前の医療的ケア児を把握し、医療的ケア看護職員の確保に可能な限り早期から着手するための取組について記載すること(自治体内の関係部局、幼稚園や保育所、小・中・高等学校、特別支援学校等の関係機関、医療的ケア児支援センター等、保健・医療・福祉等との連携等)。
- 保護者に付添いの協力を得ることについては、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであるが、やむを得ず、保護者に付添いの協力を求める場合には、代替案などを十分に検討することが必要であり、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて、医療的ケア児や保護者に対して丁寧に説明する手続きとなるよう記載すること。
- 保護者の付添いの協力を得ることについては画一的に決めるのではなく、例えば、医療的ケア運営協議会での協議によって個々の状態等に応じて必要な対応を検討できる旨を記載すること。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】

- 保護者に付添いの協力を求める必要が生じ得る要件(医療安全を確保する観点から、入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業明けや長期入院後に初めて登校する際などに、医療的ケア児の健康状態に応じて必要な情報を保護者から学校へ引き継ぐ場合など)
- 保護者に付添いの協力を求める以外の代替案の例
- 医療安全を確保する観点から付添いの協力を求める理由や付添いが不要になるまでの見通しに関する本人・保護者への説明の必要性
- 保護者の付添いが不要になるまでの検討プロセス(入学前、入学後)

5-2. 保護者の付添いに伴う負担の軽減に向けた対応

学校における医療的ケア児の受入れにあたり、保護者の付添いの協力を求める場合においても、学校生活及び登下校時における保護者負担の軽減に向けた取組を講じる必要があり、例えば入学や転入学時などに必要な情報を保護者から学校へ引き継ぐ場合、主治医や医療的ケア指導医の意見を踏まえ、引継ぎ期間の短縮化に向けて、早期に必要な体制の整備が求められる。そこで、ガイドラインでは、付添い期間や付添い回数の短縮に向けた対応等に係る事項を記載する。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】

- 医療的ケア児の状態の早期把握に向けた取組内容
- 校外学習等の特定の場面や医療的ケア看護職員の休暇時等、臨時的に医療的ケア看護職員が必要となる場合の対応方針(訪問看護ステーション等への委託の活用、教育委員会に配置している医療的ケア看護職員が各学校を巡回する等)

6.学校生活の各場面に応じた対応

1 2

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

6-1.校内の活動に関する対応

学校全体での組織的な体制を整える観点から、医療的ケア児を含めた児童生徒等の健康と安全を確保するための実施事項や、医療的ケア児が安全に、安心して学校生活を送り、他の児童生徒等とともに学ぶことができるための環境づくりについて記載する。
また、医療的ケア児の自立を促す観点からも、保護者の付添いがなくても、適切な医療的ケアや、その他の支援を受けられるよう、学びの場における環境整備と安全管理について検討が必要な事項を記載する。

【留意点】

- 学校生活の中で必要な対応は、医療的ケアの種類によっても異なるため、各ケアの留意点について、文部科学省が示している「学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)」(令和元年度)、「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」(令和3年度)、「学校における医療的ケアの手技に関する研修動画シリーズ」(令和6年度)等の内容を参照して記載すること。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】

- 保護者の付添いがなくても医療的ケアを実施する体制
- 他の児童生徒等の目を気にすることなく医療的ケアが実施できる体制、場所や物品の整備
- 学校生活のスケジュールに無理なく取り入れられるような医療的ケアの実施スケジュール

- 各教科で教職員が授業を行う際の留意事項(他の児童生徒等との身体的接触、火気の扱い等)
- 授業以外の場面(休み時間等)における留意事項
- 医療的ケア児の状態の早期把握に向けた取組内容

【必要に応じて推奨される事項】

- 全ての児童生徒等の健康と安全を確保するための留意事項(学校保健との兼ね合い等)

6-2.登下校時の対応

【留意点】

- 安全確保の観点から、各自治体や学校で具体的な対応に関するマニュアルを定めたり、個別のケースごとに、本人・保護者と学校関係者の協議の上で、個別的な対応を進めたりすることを前提とする旨を記載すること。
- 登下校時の保護者の付添い負担の軽減に当たって、福祉部局等と連携し、適切な手段を検討して記載をすること。
- 医療的ケア児のスクールバスなど専用通学車両への乗車をできる限り追求し、主治医等の意見も踏まえ、乗車可否について個別に判断できるよう留意して記載すること。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】

- 専用通学車両の運用体制
- 専用通学車両に同乗する医療的ケア看護職員の配置
- 専用通学車両での医療的ケアを実施する場合の停車位置の確認
- 専用通学車両で緊急時対応が必要となる場合の対応策
- 登下校時に容体が急変した際の対応等の危機管理への対応方針
- 専用通学車両の乗車中に緊急時対応が必要となる場合の対応策について保護者と学校関係者間の共通理解を図る機会の設定

【必要に応じて推奨される事項】

- 福祉部局等と連携した広域的な支援体制の構築
- やむを得ず保護者の付添いの協力が生じ得る要件、対応方針
- 保護者に付添いの協力を求める以外の代替案の例
- 医療安全を確保する観点から付添いの協力を求める理由や付添いが不要になるまでの見通しに関する保護者・医療的ケア児への説明の必要性
- 保護者の付添いが不要になるまでの流れ(入学前、入学後)
- 移動時に想定されるリスクを関係者間で共有し未然予防策を講じる必要性

6.学校生活の各場面に応じた対応

1 2

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

6-3.校外学習時の対応

6-3.1.基本的な対応

【留意点】

- ・ 医療的ケア児が校外学習に参加できるよう、疾病や医療的ケアの内容で画一的に参加の可否や保護者の付添い等について決めるのではなく、主治医等のほか、医療的ケア児及び保護者の意向を尊重して個別に判断できるよう記載すること。
- ・ 校舎内とは異なる環境となる校外学習において、臨時的な医療的ケア実施体制を構築するための手段を検討して記載をすること。

ガイドラインの記載事項

特別支援学校		小・中学校等
[推奨される事項] □ 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務従事者によるケア実施体制 □ 臨時的に医療的ケア看護職員が必要になる場合の実施体制(訪問看護ステーション等への委託の活用、教育委員会に配置している医療的ケア看護職員が各学校を巡回する等) □ 緊急時対応が必要となった場合の対応策		[推奨される事項] □ 主として医療的ケア看護職員が医療的ケアに当たる実施体制 □ 臨時的に医療的ケア看護職員が必要になる場合の実施体制 □ 緊急時対応が必要となった場合の対応策 [必要に応じて推奨される事項] <特別支援学校>での記載事項に加え、 □ 養護教諭との役割分担、連携
[必要に応じて推奨される事項] □ 現地で安全に医療的ケアが実施できる場所等の事前の確認・準備事項 □ 校外学習の参加に伴う安全面での留意事項について保護者と学校関係者間の共通理解を持つ機会の設定 □ 医療的ケア児及び保護者の意向の確認の手続き		

6-3.2.宿泊を伴う場合の対応

【留意点】

- ・ 医療的ケア児が修学旅行等の宿泊を伴う校外学習に参加できるよう、疾病や医療的ケアの内容で画一的に参加の可否や保護者の付添い等を決めるのではなく、主治医等のほか、医療的ケア児及び保護者の意向を尊重して個別に判断できるよう記載すること。
- ・ 校舎内とは異なる環境となる修学旅行等の宿泊を伴う校外学習において、夜間を含む臨時的な医療的ケア実施体制を構築するための手段を検討して記載をすること。更に、普段の学校生活で学校の医療的ケア看護職員等が対応していない夜間の医療的ケアが必要となる場合があることから、学校関係者、主治医、保護者等の間で検討し協力が必要であることについて記載すること。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項] 前項「6-3.1基本的な対応」に加えて □ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者の勤務時間等も考慮した実施体制		□ 緊急事態に備えた医療機関等との連携協力体制 □ 夜間の様子について主治医、保護者から医療的ケア看護職員へ引き継ぐ留意事項 □ 緊急事態に備えた保護者との連絡体制	[必要に応じて推奨される事項] 前項「6-3.1基本的な対応」に加えて □ 保護者への日々の状況報告
--	--	--	--

7.緊急時対応

1 2

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

7-1.緊急時対応マニュアルの作成

【留意点】

- 医療的ケア運営協議会が策定する緊急時の対応指針や、各学校の医療的ケア安全委員会にて検討が行われる各種マニュアルに基づき、保護者や主治医との連携の下に個別の緊急時対応マニュアルを作成することを記載すること。
- 作成された個別の緊急時対応マニュアルについて、救急関係機関(消防署、救急搬送病院等)と周知を図る方法等を記載すること。
- 学校においては、医療的ケアに関わる職員だけでなく、緊急時に関わる全ての職員が対応方法を熟知することについて記載すること。
- 学校の管理下(本資料においては、登下校中も含む。以下同様。)で発生する事故に対し、学校及び設置者が適切な対応を図るため、医療的ケアにかかる事故に関する対応については、文部科学省が示している「学校事故対応に関する指針【改訂版】(令和6年)」、各学校で作成する危機管理マニュアル 等の内容を参照し、記載すること。(以下、7-2から7-4についても同様。)

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]

- ☐ 緊急時対応にかかる検討の実施体制
- ☐ 医療的ケア看護職員等による個別の緊急時対応マニュアルの作成及びそれに基づく教職員の協力
- ☐ 医療的ケア看護職員等が作成した個別の緊急時マニュアルについて主治医等による指導・助言・承認
- ☐ 主治医等との緊急時に備えた連絡体制の構築(携帯電話やタブレット端末等の活用含む)

- ☐ 保護者からの情報収集と協議(想定される緊急時の対応、健康状態に異常が認められた場合の対応、連絡手段の確保等について)
- ☐ 登下校時に容体が急変した際の対応等の危機管理への対応方針
- ☐ 個別の緊急時対応マニュアルの定期的な見直し

[必要に応じて推奨される事項]

- ☐ 個別の緊急時対応マニュアルの内容の更新

7-2.緊急事態の早期把握と迅速な対応のための備え

緊急事態発生時に、関係者が早期に状況を把握し、迅速に対応することができるよう、日々の備えとして実施し得る対策について記載する。
また、個別の医療的ケアの難しさや学校でのケア実施に伴うリスクについて、日常的にケアを担う保護者と学校関係者間で、学校での医療的ケア開始前に認識を合わせる必要性についても記載する。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]

- ☐ 教職員全体での医療的ケア児の健康状態の見守り
- ☐ 保護者との医療的ケア児の健康状態に関する毎日の情報共有
- ☐ 教職員と医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者との日常的な情報共有

[必要に応じて推奨される事項]

- ☐ 学校における医療的ケア実施前に、保護者と学校関係者間で学校生活の中で起こり得るリスクと未然防止策についての認識共有の機会を設定する必要性
- ☐ 主治医、医療的ケア看護職員、保護者による異変のサインに関する情報共有
- ☐ 緊急事態の対応を想定した定期的な訓練の実施

7.緊急時対応

1 2

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

7-3.緊急事態発生時の対応

各関係者が対応すべき具体的事項や役割分担等、関係者間での協議・確認が必要な事柄について記載する。

【留意点】

- 学校の管理下(本資料においては、登下校中も含む。以下同様。)で発生した事故に対し、学校及び設置者が適切な対応を図るため、医療的ケアに関する事故が発生した際の対応については、文部科学省が示している「学校事故対応に関する指針【改訂版】(令和6年)」、「学校の危機管理マニュアル作成の手引(令和元年)」、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」や各学校で作成する危機管理マニュアル 等の内容を参照し、記載を検討すること。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]		[必要に応じて推奨される事項]
☐ 医療的ケアに関する応急手当、迅速な救急車の要請、保護者への連絡等の対応	☐ 緊急時に学校医・医療的ケア指導医、主治医の指導・助言を求める際の手順	☐ 緊急時における他の医療的ケア児への医療的ケア実施体制
☐ 各関係者の対応事項(医療的ケア看護職員、認定特定行為業務従事者である教職員、全ての教職員、保護者の役割など)		

7-4.ヒヤリ・ハットや重大事故発生後の報告・分析・再発防止

発生したヒヤリ・ハット及び重大事故の振り返りを踏まえ、より安全な受入れ環境の整備や医療的ケアの実施に役立てるため、学校及び教育委員会において対応すべき事項について記載する。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]		[必要に応じて推奨される事項]
☐ ヒヤリ・ハット及び重大事故の基準、事例の蓄積及び分析・予防対策の意義	☐ 保護者への報告	☐ 医療的ケア指導医、医療的ケア看護職員、教職員などへの共有
☐ ヒヤリ・ハット及び重大事故にかかるレポートの作成	☐ 学校における事例の蓄積及び分析・予防対策の手順	
☐ 学校設置者への報告	☐ 教育委員会における事例の蓄積及び分析・予防対策の手順	

8.災害対策

1 2

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

8-1.災害への備え

学校保健安全法により、各学校において、児童生徒等の安全の確保を図るため、危機管理マニュアルを策定するとともに、地域の関係機関との連携に努めることとされている。ガイドラインでは、地域の実情に合わせて災害別の備えや、学校が所在する地域の地理的特性を考慮して記載する。

【留意点】

- 学校の管理下で発生する災害に対し、学校及び設置者が適切な対応を図るため、災害発生時の医療的ケアに関する対応については、文部科学省が示している「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き(平成24年)」や「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン(令和3年)」、各学校で作成する危機管理マニュアル等の内容を参照し、記載すること。(以下、8-2及び8-3について同様。)

8-1.1.組織的な体制整備

【留意点】

- 災害が発生した場合の連携体制については、教育委員会や学校と、自治体の防災担当部局等との間でどのような情報を事前に共有し、どのような連携の枠組み(防災担当部局等との情報交換方法、発災時の連絡手順等)を構築するかについて、具体的に記載すること。
- 都道府県教育委員会においては、所管する学校における災害への備えを支援することのみならず、域内の市区町村教育委員会への支援や広域的な連携・協力体制の整備に関する取組について記載すること。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】

- 医療的ケア児のための各種災害対策(備蓄・マニュアル等)の点検
- 医療的ケア児が在籍している学校について関係部局・関係機関との情報共有
- 災害が発生した場合の自治体の対応との連携体制の確認
- 災害が発生した場合の医療機関等との連携体制の確認

【必要に応じて推奨される事項】

- 医療的ケア児について自治体の避難行動要支援者名簿への登録等に関する関係部局との連携
- 災害への備えや発災時の物品の調達等に関する確認・協議や取り決めを進めるに当たっての関係部局・関係機関との連携・協力
- 学校が自治体指定の福祉避難所となることを想定した取り決め(医療的ケア児のための設備の管理、物品の備蓄や使用に当たっての役割分担等)

8-1.2.児童生徒等の状態に応じた備え

【留意点】

- 避難方法等、災害時の具体的な対応については、個別に医療的ケア児にも対応可能な内容を検討のうえ記載すること。その際、災害の状況や医療的ケア児の状態によっては、他の児童生徒等と異なる形での対応が必要になる場合も考えられることから、それぞれ異なる場所へ誘導すること等を想定して人員体制を合わせて記載すること。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】

- 他の児童生徒等と同じような避難が難しい場合の避難経路・避難場所・避難体制の整備方針
- 主治医・保護者・学校関係者の災害時の連携体制
- 主治医・保護者・学校関係者の災害時の情報共有の方法

自治体の保健・医療・福祉・防災関係部局等と学校関係者で協議を要する事項

- 個別の学校への配備が難しい用具(エアバッグ式担架等)の広域的な整備

主治医や保護者等と学校での協議・確認を要する事項

- 医療材料・医療器具・医療的ケア児に合わせた非常食等の準備及び備蓄と被害が長期化した場合の調達の方針
- 保護者及び医療的ケア看護職員が長期間来校できず児童生徒等の学校における待機が長期化した場合のケア実施体制・方針

主治医や保護者等と学校関係者での協議を要する事項(電源を使用する医療的ケアを必要とする児童生徒等がいる場合)

- 非常用電源確保の方法
- 医療機器のバッテリー作動時間の確認等の点検の実施
- 停電時の対応に関する保護者等と学校関係者間での確認・協議の実施

8-1.3.避難訓練での備え

【留意点】

- 各学校で実際の災害時に近い状況で避難訓練を行うため、避難訓練の実施に当たって各学校で検討が望まれる事項について記載すること。
- 災害時の接し方により医療的ケア児が身体的・心理的な影響を受ける可能性があることを考慮し、教職員が災害時に落ち着いて対応することが出来るよう、個々の医療的ケア児の状態に応じ、画一的ではなく各学校の実情に合わせた柔軟な取組が出来るように記載すること。

ガイドラインの記載事項

【推奨される事項】

- 実際の災害時に起こり得る状況設定での医療的ケア児に合わせた訓練の実施(停電(エレベーター利用不可・内線電話等利用不可 等)／断水／緊急地震速報報知音／津波等の二次災害の発生／備蓄経管栄養剤の試用等)
- 実発電機を使った医療機器等の試運転の実施
- 避難移動中の医療的ケア児及び使用する医療機器の様々な状況変化(アラーム作動・チューブの抜去・電源切替の必要性など)を想定した避難手順経路の確認、避難体制
- 医療的ケア児に対する災害の状況と必要な行動の伝え方(絵カードの活用等)
- 実施した避難訓練の評価・対応の見直し

8.災害対策

1 2

『学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな形】』<概要版>

8-2.発災時の対応

【留意点】

- ・ 災害が発生したと同時に安全確保のために行う対応(「初期対応」)については、基本的には教職員の適切な指示や児童生徒等が自ら判断し安全を確保することが必要であるが、災害の状況や医療的ケア児の状態によってはそれが難しい場合も考えられるため、8-1.2で示した観点を踏まえて事前に十分な準備を行うことを踏まえて記載すること。
- ・ 災害が収まった後、次に発生する災害から避難するための対応(「二次対応」)について、災害の状況や医療的ケア児の状態によっては、他の児童生徒等と異なる形での対応が必要になる場合も考えられるため、8-1.2で示した観点を踏まえて事前に十分な準備を行うことを踏まえて記載すること。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]

- ☐ 在校時に災害が起きた場合の基本的な対応
- ☐ 登下校時に災害が起きた場合の基本的な対応

[必要に応じて推奨される事項]

- ☐ 校外学習時に災害が起きた場合の基本的な対応
- ☐ 各種災害対応を行う判断基準

8-3.事後の対応

事後の対応について、児童生徒等の状態や医療機器等の確認、避難、関係者との安否確認、保護者への引渡し等の基本方針等について、8-1.2の観点を踏まえた事前の検討に基づき対応を行う旨を記載する。

ガイドラインの記載事項

[推奨される事項]

- | | |
|--|--|
| ☐ 安否確認の方法 | ☐ 保護者への引渡しの流れ |
| ☐ 関係者への安否確認の結果の情報共有 | ☐ 学校での待機が長期化した場合の対応(飲用・洗浄用水、電源、医療材料等の備蓄や近隣機関からの調達方針等) |



1

日医発第793号(健Ⅱ)
令和8年7月24日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
[公印省略]

「第5次食育推進基本計画」に基づく健康づくりのための食育の推進について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、食育推進会議において、食育基本法第16条第1項に基づき「第5次食育推進基本計画」が決定されたことから、厚生労働省健康・生活衛生局長、医政局長、老健局長連名により、各都道府県等宛に通知がなされ、本会に対しても周知、協力依頼がありました。

第5次食育推進基本計画は、食料安全保障の確保にも資する食育を推進し、「農林漁業教育」や「大人の食育」等を一層促進するために、食育基本法の一部を改正する法律が令和8年5月に公布・施行されたことを受け、改正後の食育基本法の基本理念や基本的施策等を具体化し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進してくため作成されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、都道府県、市町村における食育推進計画の見直し及び食育に関する施策の実施について、貴会管下郡市区医師会への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡
令和8年7月21日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
健康課栄養指導室長
(公 印 省 略)

「第5次食育推進基本計画」に基づく健康づくりのための食育の推進について

食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第1項に基づき第5次食育推進基本計画（以下「計画」という。）については、令和8年6月24日に食育推進会議（会長：農林水産大臣）において、決定されたところです。

厚生労働省といたしましても、関係府省と連携しつつ、計画に位置付けられた施策を推進していくこととしておりますが、今般、各都道府県、市町村及び特別区に対しても、別添のとおり通知を発出いたしました。

健康づくりのための食育の推進について、貴団体の特徴を踏まえた取組の実施に努めていただくようお願いいたします。

別 添

健生発 0714 第 3 号
医政発 0714 第 1 号
老 発 0714 第 1 号
令和 8 年 7 月 14 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
厚生労働省医政局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「第 5 次食育推進基本計画」の決定について

令和 8 年 6 月 24 日に開催された食育推進会議（会長：農林水産大臣）において、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、「第 5 次食育推進基本計画」が決定された。

今般、別添のとおり、「第 5 次食育推進基本計画について」（令和 8 年 6 月 24 日付け食育推進会議会長通知）が通知されたところであり、本計画の内容は別紙のとおりであるので、関係機関、関係団体等に周知の上、本計画に盛り込まれた施策について積極的な取組を推進するとともに、地域の実情を踏まえた「食育推進計画」の見直し及び実施に努めていただくようお願いする。

また、各都道府県においては、食育の推進がより一層充実するよう管内市町村に対して情報提供や技術的な支援等の適切な支援を行っていただくようお願いする。

8 消安第 1914 号
令和 8 年 6 月 24 日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿

食育推進会議会長 鈴木 憲和

第 5 次食育推進基本計画について（通知）

標記について、第 5 次食育推進基本計画を令和 8 年 6 月 24 日付けで作成したので、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき通知する。

貴省におかれては、同計画に基づき、食育の取組を積極的に推進していただくようお願いします。また、貴省関係機関・団体等に対して、本件について御周知いただくよう、併せてお願いします。

第5次食育推進基本計画

令和8年6月

目次

はじめに 1

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針 3

1. 重点事項 3

（1）学校等での食や農に関する学びの充実..... 3

（2）健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進..... 4

（3）国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大..... 5

2. 基本的な取組方針..... 5

（1）国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成..... 5

（2）食に関する感謝の念と理解..... 6

（3）食育推進運動の展開..... 6

（4）子供の食育における保護者、教育関係者等の役割..... 6

（5）食に関する体験活動と食育推進活動の実践..... 7

（6）我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料安全保障の確保への貢献..... 7

（7）食品の安全性の確保等における食育の役割..... 7

第2 食育の推進の目標に関する事項 9

1. 目標の考え方 9

2. 食育の推進に当たっての目標..... 10

（1）国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標） 10

（Ⅰ）食育に関心を持つ..... 10

（Ⅱ）家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす..... 11

（Ⅲ）朝食の欠食を減らす..... 11

（Ⅳ）栄養バランスに配慮した食生活等を実践する..... 11

（Ⅴ）ゆっくりよく噛んで食べる..... 12

（Ⅵ）農林漁業体験を経験する..... 12

（Ⅶ）生産現場等を意識して食品等を選ぶ..... 13

（Ⅷ）食品ロス削減のための行動をする..... 13

（Ⅸ）食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する..... 14

（2）地域等が主体となって取り組む目標（地域目標） 15

（Ⅰ）学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす..... 15

（Ⅱ）地域等での共食の機会を増やす..... 16

（Ⅲ）地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす.. 16

（Ⅳ）食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす..... 16

（Ⅴ）推進計画を作成・実施している市町村を増やす.....	17
第3 食育の総合的な促進に関する事項	18
1. 家庭における食育の推進.....	18
（1）現状と今後の方向性.....	18
（2）取り組むべき施策.....	18
（子供の基本的な生活習慣の形成）	18
（望ましい食習慣や知識の習得）	19
（妊産婦や乳幼児に対する食育の推進）	19
（子供・若者の育成支援における共食等の食育推進）	20
（多様な生活に対応した食育の推進）	20
2. 学校、保育所等における食育の推進.....	21
（1）現状と今後の方向性.....	21
（2）取り組むべき施策.....	21
（食に関する指導の充実）	22
（学校給食も活用した食に関する指導の充実）	23
（食育を通じた健康状態の改善等の推進）	23
（「農林漁業教育」の実践）	24
（就学前の子供に対する食育の推進）	24
3. 地域における食育の推進.....	26
（1）現状と今後の方向性.....	26
（2）取り組むべき施策.....	26
（「食育ガイド」等の活用促進）	26
（健康寿命の延伸につながる食育の推進）	27
（栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の推進）	27
（官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進）	28
（食品関連事業者等による食育の推進）	28
（職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進）	29
（若い世代に関わる食育の推進）	29
（高齢者に関わる食育の推進）	30
（歯科保健活動における食育推進）	30
（専門的知識を有する人材の養成・活用）	31
（貧困等の状況にある子供に対する食育の推進）	31
（地域における共食の推進）	31
（災害時等に備えた食育の推進）	32
4. 食育推進運動の展開.....	33
（1）現状と今後の方向性.....	33

(2) 取り組むべき施策.....	33
(食育に関する国民の理解の増進)	33
(ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等)	34
(食育推進運動の展開における連携・協働体制の確立)	34
(食育月間及び食育の日の取組の充実)	34
(食育推進運動に資する情報の提供)	35
(デジタル技術を活用した食育の推進)	35
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等.....	36
(1) 現状と今後の方向性.....	36
(2) 取り組むべき施策.....	36
(農林漁業者等による食育の推進)	36
(子供を中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供)	37
(都市と農山漁村の共生と交流の促進)	37
(農山漁村の維持・活性化)	38
(地産地消の推進)	38
(食料の持続的な供給に向けた消費行動の促進)	38
(環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進)	39
(食品ロス削減の推進)	39
(バイオマス利用と食品リサイクルの推進)	40
6. 食文化の継承のための活動への支援等.....	41
(1) 現状と今後の方向性.....	41
(2) 取り組むべき施策.....	41
(地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進)	41
(ボランティア活動等における取組)	42
(学校給食等での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用)	42
(専門調理師等の活用における取組)	43
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	44
(1) 現状と今後の方向性.....	44
(2) 取り組むべき施策.....	44
(生涯を通じた国民の取組の提示)	44
(基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供)	44
(リスクコミュニケーションの充実)	44
(食品の安全性や栄養等に関する情報提供)	45
(食品表示等の理解促進)	45
(食育や日本の食文化の海外展開と海外調査の推進)	45

（国際的な情報交換等） 46

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項..... 47

1. 多様な関係者の連携・協働の強化..... 47

2. 地方公共団体による推進計画に基づく施策の促進とフォローアップ..... 47

3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握..... 48

4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用..... 48

5. 基本計画の見直し..... 48

第5次食育推進基本計画

はじめに

食は命の源であり、私たち人間が生きるために食は欠かせない。また、国民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践するとともに、生産現場等に対する関心や理解を深め、おいしく楽しく食べることや、それを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要である。

平成17年6月に食育基本法（平成17年法律第63号）が制定され、国は約20年にわたり、都道府県、市町村、関係機関・団体等多様な関係者とともに食育を推進してきた。その間、日常生活の基盤である家庭における共食を原点とし、学校、保育所等が子供の食育を進め、都道府県、市町村、様々な関係機関・団体等、地域における多様な関係者が様々な形で食育を主体的に推進してきた。

しかしながら、人口減少、少子高齢化が進展する中で、単身世帯や共働き世帯の増加、働き方の多様化、中食市場の拡大、デジタル化の進展等に伴い、食に関する国民の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいる。特に第4次食育推進基本計画（令和3年3月作成）の計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や食料品等の価格上昇等が生じたこと等により、食に関する経済性志向や簡便化志向が上昇し、栄養バランスの偏りや朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れが見られる等、家庭や地域で健全な食生活を実践することが困難な場面が増えてきている。

首都圏を中心とした大都市圏への人口集中や都市化の進展が続き、「農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合」が減少するなど、農林漁業の現場に触れる機会が減少し、国民の食卓と農業等の生産現場の距離は遠くなり、生産者と消費者の関係性が希薄化していると考えられる。

食の供給面から見ると、近年、食料安全保障に関わる情勢の変化が生じている。世界の食料需給については、世界人口が増加し、食料需要も増加する一方で、気候変動による異常気象の頻発化や地政学的リスクの高まり等により、世界の食料生産・供給を不安定化させるリスクが高まっている。国内の農林漁業者の減少・高齢化は著しく進展しており、令和6年度の総合食料自給率は供給熱量ベースで38%、生産額ベースで64%と食料の多くを海外からの輸入に頼る状況にある。また、SDGsの達成に向けた取組の進展等、世界的に持続可能性に対する意識の高まりが見られる中、農業・食品産業に対しても、環境や生物多様性等への配慮・対応が社会的に求められている。

他方で、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）

第 14 条において、消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることとされており、消費者の日々の行動変容につながる食育の取組の強化が重要となっている。

このような食や農林漁業を取り巻く状況の変化等を踏まえ、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育むとともに、食料安全保障の確保にも資するよう、農林水産業の生産現場等に対する消費者の関心や理解を深め、行動変容を促す観点からも、国や地方公共団体による取組とともに、学校や企業、地域等を中心にボランティアをはじめとする食育の推進に携わる人材等の多様な関係者等と連携・協働し、食育の実効性を高め、あまねく全国でライフステージに応じた間断ない食育を国民運動として十分に展開することが重要である。

くわえて、食育の推進によって、日常の食は自身の健康とのつながりのみではなく、食料生産や地球環境と関係していることを、改めて国民が自覚し、社会全体としてそれらの調和を図りつつ、個人や社会全体の豊かさやウェルビーイング向上等につながるものと捉えていくことも必要である。

このため、食料安全保障の確保にも資する食育を推進し、「農林漁業教育」や「大人の食育」等を一層促進するために、食育基本法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 24 号）が、令和 8 年 5 月 27 日に公布・施行された。

改正後の食育基本法の基本理念や基本的施策等を具体化し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和 8 年度からおおむね 5 年間を計画期間とする第 5 次食育推進基本計画を作成する。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

食育を推進することは、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことに資するとともに、国民の食生活が食に関する体験活動等を通じて自然の恩恵の上に成り立ち、農林漁業者をはじめとする食に関わる人々の様々な行動に支えられていることへの感謝の念や理解を深めることにつながるものであり、持続可能な社会の実現に向けた重要な取組である。

食育により、国民の健全で充実した食生活の実現や、その実現を支える地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保を図り、もって健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目指す。

本計画では、国民の健康や食、それらを支える農林水産業の生産現場等を取り巻く状況の変化等、食育をめぐる情勢を踏まえ、おおむね5年間、特に取り組むべき事項として、（１）学校等での食や農に関する学びの充実、（２）健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進、（３）国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大、を重点事項に定めて推進する。

また、国民に食育を定着させるために、特に情報発信の強化や取組の見える化、HCAサイクルによる施策の見直し・改善、行動変容に向けた機運の醸成、食育推進体制の整備等の取組等を推進するとともに、行政、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の関係する各主体が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進する。

1. 重点事項

今後5年間に特に取り組むべき重点事項を以下のとおり定め、総合的に推進する。

（1）学校等での食や農に関する学びの充実

子供への食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育むための基礎をなすものであるが、近年の家庭環境の変化等により、朝食を欠食する子供が増加傾向にあるなど、子供達の食生活の乱れやそれに伴う健康への影響が見られることから、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養摂取による健康の保持増進を図ることが重要である。

また、食卓と生産現場の距離が広がる中で、生産者との関係性が希薄化し、農業等の生産現場の実態を知らない子供も増えていることから、子供の頃から食を支える農林漁業への理解が求められている。

さらには、家庭における共食の回数の減少等、家庭や地域での食育の推進や健全な食生活の実践が困難な場面が増えてきている中で、学校等が家庭や地域等と連携して、児童生徒の食に関する正しい知識の習得や望ましい食習慣の形成、生産現場に対する関心や理解を促すために食育を推進することが重要である。

このため、学校においては、栄養教諭を中核として、学校給食における地場産物等の活用等、地域の特色を生かした学校給食の実施等により、学校給食の時間や関連する教科等との連携を通じて、食生活の重要性等に関する指導を充実するほか、学校と家庭・地域との連携・協働の下、農林漁業体験等の「農林漁業教育」（食を支える農林漁業及びその関連産業についての理解と関心を深めるための教育）を実施する。また、実施に当たっては、食料安全保障や食料の合理的な価格の形成等の農林水産業の現場の課題や実情について、これまでの食料生産や食生活の動向、スマート農業をはじめとする農業技術等の進歩を踏まえた指導を行うなど、地域の状況等に応じて、理解や関心を深めるための様々な工夫を実施することが重要である。

（２）健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

社会における高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸が国民的な課題であり、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、切れ目のない、生涯を通じた食育の推進により、健全な食生活を実践できる人間を育てることが重要である。また、消費生活に当たっては、食生活が自然の恩恵の上に成り立つことを認識し、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環が、生産現場等の環境へ与える影響等にも配慮する必要がある、持続的な生産・消費の実現に向けて消費者の主体的な取組を促すことも重要である。

しかし、単身世帯や共働き世帯の増加、働き方等のライフスタイルの多様化が進む中、食に関する経済性志向、簡便化志向も上昇傾向にあり、食生活の在り方は大きく変化している。幅広い世代において、栄養バランスの偏りや食習慣の乱れが見られるところであるが、特に若い世代においては、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の回数や野菜類・果物類の摂取量が少ないなどの課題がある。この世代では、進学や就職等のライフイベントを機に生活リズム等が変わり、食生活の乱れが生じやすいことも考えられる。このため、特に若い世代を中心に食や食生活を主体的に選択する世代を対象として、食や農林漁業への理解醸成と行動変容を促す「大人の食育」を推進していくことが重要である。

「大人の食育」の推進には、日々の消費活動を通じて消費者に直接働き掛ける民間企業等を巻き込んだ国民運動の展開等により、幅広い食育活動を促進する必要がある。このため、食品事業者（外食・中食事業者を含む。）等による食育活動や食生活の改善につながる商品の展開を推進するとともに、官民の幅広い連携・協働による新たな取組の展開等を促進する「官民連携食育プラットフォーム」の推進や、「食育実践優良法人顕

彰」等による職場における従業員等への食育活動等の大人の消費者の行動変容を促す取組の推進を図る。

（３）国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

国民が健全な食生活を送るためには、その基盤として将来にわたって食料の安定供給を確保する必要があり、生産現場等における持続可能な食料供給への取組等について理解を深め、食料の持続的な供給に資する行動変容に努めることが求められている。

しかし、首都圏を中心とした大都市圏への人口集中や都市化の進展が続き、さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、一時的に外出の抑制・自粛が余儀なくされたこと等により、国民の食卓と生産現場の距離が遠くなっていると考えられる。こうした中、「農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合」や「産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合」、「環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合」は近年、減少しており、生産現場に対する理解を深め、行動変容を促す取組の強化が必要である。

このため、生産現場への理解や、自然の恩恵や生産者への感謝の念を深め、国民の食卓と農業等の生産現場の距離を縮めることにつながる、農山漁村での宿泊体験を含む農林漁業体験機会の提供のほか、生産者と消費者が直接つながる取組等を推進する。また、これらの取組の推進とともに、「大人の食育」等の取組とも連携を図りながら、国産農産物や環境に配慮した農林水産物等、食料の持続的な供給に資する食品の選択等について行動変容を促す。

2. 基本的な取組方針

（１）国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

「国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資すること」は、食育を推進する際の目的の要であり、食育に関するあらゆる施策は、これを踏まえて講じられるべきである。また、健康寿命の延伸という観点からは、肥満に加え、やせや低栄養の問題も起きていることや、生活習慣病の発症だけでなく、重症化の予防や改善も視野に入れる必要がある。

このため、健全な食生活の実践に向けて、栄養バランスの偏りや食習慣の乱れを改善するよう、引き続き取組の推進が必要である。

また、我が国では、様々な種類の食材が多様な形で加工・提供されるようになってきており、健全な食生活を自ら実践していくためには、食に関する知識や食品の選び方等も含めた判断力を国民一人一人が備える必要性が従来以上に高まっている。

健全な食生活に必要な知識や判断力については、年齢や健康状態、さらには生活環境によっても異なる部分があることに配慮しつつ、国民の生涯にわたる健全な食生活の実現を目指して施策を講ずる。

（２）食に関する感謝の念と理解

世界の食料事情は、2024年には6.38億人から7.2億人が飢餓状態に直面したと推測されており、楽観視できない状況にある。このような世界の厳しい状況を理解し、食事ができることに感謝の念を持ちつつ、国内では大量の食料が食べられないまま廃棄されているという食料資源の浪費や環境への負荷の増加にも目を向ける必要がある。

これらを踏まえ、「もったいない」という精神で、食べ物を無駄にせず、食品ロスの削減に取り組むことは、食育の観点からも極めて大切である。

また、日々の食生活は、自然の恩恵の上に成り立ち、食べるという行為自体が貴重な動植物の命を受け継ぐことであることや、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環においては、農林漁業者をはじめとする食に関わる多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感できるよう、動植物の命を尊ぶ機会となるような様々な体験活動や適切な情報発信等を通じて、自然に感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講ずる。

（３）食育推進運動の展開

食育推進運動の展開に当たっては、国民一人一人が食育の意義や必要性等を理解するとともに、これに共感し、自ら主体的に食育を実践できるよう取り組む必要がある。

このため、国民や民間団体等の自発的意思を尊重し多様な主体の参加と協力を得ながら、産学官による連携や、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野における施策とも連携等を図るとともに、デジタル技術を活用しつつ、効果的に国民運動を推進することを目指した施策を講ずる。

（４）子供の食育における保護者、教育関係者等の役割

我が国の未来を担う子供への食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎をなすものであり、子供の成長、発達に合わせた切れ目のない推進が重要である。

そこで、父母その他の保護者や教育、保育に携わる関係者等の意識の向上を図るとともに、相互の密接な連携の下、家庭、学校、保育所、地域社会等の場で子供が楽しく食について学ぶことができるような取組が積極的になされるよう教育基本法（平成18年法律第120号）等に基づく関連施策と相まって施策を講ずる。

子供への食育を推進する際には、食の安全について理解を深め、望ましい食習慣を確立していく中で、食に関する感謝の念と理解、食品の安全性及び健康な食生活に必要な栄養に関する知識、社会人として身に付けるべき食事の際の作法等、食に関する基礎の習得について配慮する。

また、社会環境の変化や様々な生活様式等、食をめぐる状況の変化に伴い、健全な食生活を送ることが難しい子供の存在にも配慮し、多様な関係機関・団体が連携・協働した施策を講ずる。

（５）食に関する体験活動と食育推進活動の実践

食は観念的なものではなく、日々の調理や食事等とも深く結び付いている極めて体験的なものである。

このため、食との関係が消費のみにとどまることが多い国民が意欲的に食育の推進のための活動へ参加し、食生活の改善や食料の持続的な供給に資する物の選択に努めるなどの健全な食生活の実践に結び付けることができる能力を育むよう、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環を理解する機会や、食に関する体験活動に参加する機会を提供するなどの施策を講ずる。

その際は、体験活動を推進する農林漁業者、食品関連事業者、教育関係者等多様な主体により、家庭、学校、保育所、職場、医療・保健機関、福祉施設等の地域のあらゆる場所において、年齢等にかかわらずできるだけ多くの国民が体験活動への参加や、食育推進活動の実践ができるよう、関係機関・団体等との連携・協働した施策を講ずる。

（６）我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料安全保障の確保への貢献

食をめぐる問題は、伝統的な食文化や食生活に見られるように、人々の精神的な豊かさと密接な関係を有しており、先人によって培われてきた多様な食文化を後世に伝えつつ、時代に応じた優れた食文化や豊かな味覚を育んでいくことが重要である。また、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環が環境へ与える影響に配慮する必要がある。

このため、我が国の伝統ある優れた食文化や地域の特性を生かした食生活の継承・発展、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等が図られるよう十分に配慮しつつ施策を講ずる。

その際、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環は多くの人々の様々な活動に支えられていることから、我が国の食料需給の状況及び食料の合理的な価格形成等について、十分理解するとともに、都市と農山漁村の共生と交流や生産者と消費者との交流を進め、消費者と生産者の信頼関係を構築していくことが必要であり、食料・農業・農村基本計画（令和７年４月１１日閣議決定）も踏まえ、農山漁村の活性化と食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に資するよう施策を講ずる。

（７）食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性の確保は、国民の健康と健全な食生活の実現に当たって基本的な問題であり、国民の関心は非常に高い。

また、食品の提供者が食品の安全性の確保に万全を期すだけでなく、食品を消費する立場にある国民においても、食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深める

よう努めるとともに、自分の食生活について、自ら適切に判断し、選択していくことが必要である。

このため、国際的な連携を図りつつ、国民の食に関する知識と食を選択する力の習得のため、食に関する幅広い情報を多様な手段で、国民が理解し、十分に活用できるよう提供するとともに、教育の機会を充実させるなど、行政や関係団体、国民等との間の情報・意見交換が積極的に行われるよう施策を講ずる。

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方

食育基本法に基づく食育の取組を国民運動として推進するためには、国や地方公共団体をはじめ、多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して連携・協働して取り組むことが有効である。また、より効果的で実効性のある施策を展開していく上で、その成果や達成度を客観的な指標により把握できるようにすることが必要である。

このため、食育推進基本計画においては、国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を主要な項目について設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するものとする。

第5次食育推進基本計画においては、国民にとってのわかりやすさや重点事項に対応した食育の推進、第4次食育推進基本計画からの継続性の観点から、取組主体別に、①国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）、②地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）を分類して設定する。目標値は、第4次食育推進基本計画の目標値や現状値、推移の傾向等を考慮して設定し、関連する他の計画等で目標設定されている指標については、当該計画との整合性を図るため、同様に、目標値や目標年度を設定する。

また、少なくとも年1回、目標の達成状況の調査・公表、背景・要因等の分析、評価等により、必要に応じた施策の見直しと改善を図るなど、PDCAサイクルに基づく取組を適切に実施する。

2. 食育の推進に当たっての目標

(1) 国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）

目標	指標	目標値 (R12年度)
食育に関心を持つ	・食育に関心を持っている国民の割合	79.1%（R7年度） →90%以上
家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす	・朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週 8.6回（R7年度） →週 10回以上
朝食の欠食を減らす	・朝食を欠食する子供の割合	6.4%（R7年度） →5%以下
	・朝食を欠食する若い世代の割合	28.2%（R7年度） →25%以下
栄養バランスに配慮した食生活等を実践する	・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	36.1%（R7年度） →45%以上
	・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	23.8%（R7年度） →30%以上
	・食塩摂取量の平均値	9.6g（R6年度） →7g（R14年度）
	・野菜摂取量の平均値	258.7g（R6年度） →350g（R14年度）
	・果物摂取量の平均値	78.1g（R6年度） →200g（R14年度）
	・生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	63.2%（R7年度） →70%以上
ゆっくりよく噛んで食べる	・ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	46.2%（R7年度） →55%以上
農林漁業体験を経験する	・農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合	57.1%（R7年度） →60%以上
	・農林漁業体験を経験した国民（本人）の割合	45.5%（R7年度） →50%以上
生産現場等を意識して食品等を選ぶ	・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	66.0%（R7年度） →70%以上
	・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	57.1%（R7年度） →60%以上
食品ロス削減のための行動をする	・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	77.2%（R7年度） →80%以上
食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する	・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	68.6%（R7年度） →75%以上

(I) 食育に関心を持つ

食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であり、そのためにはまず、より多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせない。このため、食育に関心を持っている国民の割合を指標とする。

具体的には、令和 7 年度は 79.1%となっており、令和 12 年度までに 90%以上とすることを目指す。

(Ⅱ) 家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点である。共食を通じて、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え、習得する機会にもなり、取組を推進していくことが重要である。

また、家庭において、子供とその保護者が一緒になって早寝早起きや朝食をとること等を通じて、基本的な生活習慣づくりへの意識を高め、子供が生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育んでいく基盤づくりを行っていくことが重要である。

このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の推進にも配慮しつつ、朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を指標とする。

具体的には、令和 7 年度は週 8.6 回となっており、令和 12 年度までに週 10 回以上とすることを目指す。

(Ⅲ) 朝食の欠食を減らす

朝食を毎日食べることは、栄養バランスに配慮した食生活や基本的な生活習慣を身に付ける観点から非常に重要であるため、朝食を欠食する子供の割合を指標とする。

具体的には、令和 7 年度に 6.4%となっており、令和 12 年度までに 5 %以下とすることを目指す。

また、20 歳代及び 30 歳代の若い世代は、朝食欠食の割合が依然として高く、加えて、次世代に食育をつなぐ大切な担い手でもあるため、朝食を欠食する若い世代の割合を指標とする。

具体的には、令和 7 年度は 28.2%となっており、令和 12 年度までに 25%以下とすることを目指す。

(Ⅳ) 栄養バランスに配慮した食生活等を実践する

生涯にわたって心身の健康を確保しながら、健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要である。このため、国民にとってもわかりやすく、食事全体における栄養バランスを表している「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」を栄養バランスに配慮した食事の目安とし、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上ほぼ毎日食べている国民の割合を指標とする。

具体的には、令和 7 年度は 36.1%となっており、令和 12 年度までに 45%以上とすることを目指す。

また、生涯にわたって健全な心身を培うためには、若い世代から健全な食生活を実践することが必要なことから、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上ほぼ毎日

食べている若い世代の割合を指標とする。

具体的には、令和 7 年度は 23. 8%となっており、令和 12 年度までに 30%以上とすることを目指す。

あわせて、栄養バランスに配慮した食生活の実践を促すため、健康寿命の延伸を目指す「健康日本 21（第三次）」の趣旨を踏まえ、栄養・食生活に関する目標として掲げられている、食塩摂取量、野菜摂取量及び果物摂取量の各平均値を指標とする。

具体的には、令和 6 年度はそれぞれ 1 日当たりの食塩摂取量の平均値 9. 6g、野菜摂取量の平均値 258. 7g、果物摂取量の平均値 78. 1g となっており、「健康日本 21（第三次）」と同様に、令和 14 年度までに、それぞれ 1 日当たりの食塩摂取量の平均値 7 g、野菜摂取量の平均値 350 g、果物摂取量の平均値 200 g とすることを目指す。

さらに、生活習慣病の予防や改善には、日常から望ましい食生活を意識し、実践することが重要である。しかし、エネルギーや食塩の過剰摂取に代表されるような栄養素等の偏り、朝食欠食等の食習慣の乱れ、それに起因する肥満、やせ、低栄養等、生活習慣病につながる課題はいまだ改善するまでには至っていない。

このため、生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践している国民の割合を指標とする。

具体的には、令和 7 年度は 63. 2%となっており、令和 12 年度までに 70%以上とすることを目指す。

（V）ゆっくりよく噛んで食べる

国民が健やかで豊かな生活を送るには、口腔機能が十分に発達し、維持されることが重要である。健康寿命の延伸のために噛み方や食べる速さにも着目し、口腔の健康や口腔機能の獲得・維持・向上と関連させた食育が重要となっていることから、ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合を指標とする。

具体的には、令和 7 年度は 46. 2%となっており、令和 12 年度までに 55%以上とすることを目指す。

（VI）農林漁業体験を経験する

食に関する関心や理解の増進を図るためには、広く国民に農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供し、農林水産業についての意識や理解を深めてもらうことが重要である。特に、農林漁業体験を経験した子供は、食べ物を生産する現場をしっかりと見たことにより、食べ物を大切にする意識や食べ物への関心を持つようになり、食べ残しが少なくなること等が報告されており、子供の頃の農林漁業体験は重要である。

国民の更なる食や農林水産業への理解増進を図る観点から、子供をはじめとした幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供を拡大していくことが必要である。

このため、農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合を指標にすることに加えて、実

態をより適切に把握するため、農林漁業体験を経験した国民（本人）の割合を指標とする。

具体的には、世帯については、令和 7 年度は 57.1%となっており、令和 12 年度までに 60%以上、本人については、令和 7 年度は 45.5%となっており、令和 12 年度までに 50%以上とすることを目指す。

（Ⅶ）生産現場等を意識して食品等を選ぶ

農林漁業者や農山漁村人口の著しい高齢化・減少及び耕地面積の減少という事態に直面する中、できるだけ多くの国民が我が国の農林水産業の役割を理解し、自らの課題としてその将来を考え、それぞれの立場から主体的に支え合う行動を引き出していくことが必要である。

このため、産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合を指標とする。例としては、地元産品や被災地の産品等自分が応援したい地域の産品、応援したい生産者を意識して選ぶことが想定される。

具体的には、令和 7 年度は 66.0%となっており、令和 12 年度までに 70%以上とすることを目指す。

また、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環において、温室効果ガスの排出、化学農薬・化学肥料の過剰投入、食品ロス等、地球の資源量や環境に与える影響を配慮しない生産や消費により環境への負荷が生じ得る。国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立つことを認識し、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶことは、環境への負荷を減らし、持続可能な食料システム（フードシステム）の構築につながる。

このため、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合を指標とする。例としては、化学農薬や化学肥料の使用を避けることを基本とした有機農産物・食品や輸入に伴う輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制される国産飼料を活用した畜産物、過剰包装でなくゴミが少ない商品等、環境への負荷をなるべく低減することに配慮した農林水産物・食品を選ぶことが想定される。

具体的には、令和 7 年度は 57.1%となっており、令和 12 年度までに 60%以上とすることを目指す。

（Ⅷ）食品ロス削減のための行動をする

食品ロスは、年間約 464 万トン（令和 5 年度推計）発生していると推計されている。

持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに、「持続可能な生産消費形態を確保する」ことが掲げられ、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」ことがターゲットとなるなど、食品ロス削減は国際的にも重要な課題であり、国民一人一人が食品ロスの現状やその削減の必要性について認識を深め、自ら主体的に取り組むことが不可欠である。

このため、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）に基づく食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和 7 年 3 月 25 日変更）と同様に、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を指標とする。

具体的には、令和 7 年度は 77. 2%となっており、令和 12 年度までに 80%以上とすることを目指す。

（IX）食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する

健全な食生活の実現に当たっては、食品表示を活用した食品の選択や食中毒予防等に関する適切な調理・保管の方法等について基礎的な知識を持ち、その知識を踏まえて行動していくことが重要であり、食品の安全性に関して、基礎的な知識に基づき自ら判断する国民の割合を指標とする。

具体的には、令和 7 年度は 68. 6%となっており、令和 12 年度までに 75%以上とすることを目指す。

（２）地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）

目標	指標	目標値 (R2 年度)
学校給食における地場産物等を 活用した食育に関する取組等を 増やす	・栄養教諭による地場産物等に 係る食に関する指導の平均取 組回数	月 14.1 回（ R2 年度） →月 15 回以上
	・学校給食における地場産物を 使用する割合（金額ベース）を 現状値（令和 7 年度）から維持・ 向上した都道府県の割合	－ →90%以上
	・学校給食における国産食材を 使用する割合（金額ベース）を 現状値（令和 7 年度）から維持・ 向上した都道府県の割合	－ →90%以上
地域等での共食の機会を増やす	・地域等で共食したいと思う人 が共食する割合	70.1%（ R2 年度） →75%以上
地域等で受け継がれてきた伝統 的な料理や作法等を継承する取 組を増やす	・地域や家庭で受け継がれてき た伝統的な料理や作法等を継 承し、伝えている国民の割合	48.8%（ R2 年度） →55%以上
	・郷土料理や伝統料理を月 1 回 以上食べている国民の割合	54.7%（ R2 年度） →60%以上
食育の推進に関わるボランティ ア等の人材の数を増やす	・食育の推進に関わるボランテ ィア団体等において活動して いる国民の数	30.3 万人（ R2 年度） →31 万人以上
推進計画を作成・実施している市 町村を増やす	・推進計画を作成・実施している 市町村の割合	92.9%（ R2 年度） →100%

（Ⅰ）学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組を増やす

学校給食に地場産物や有機農産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念を育むほか、環境負荷の低減や地域農業の振興を図る観点からも重要である。このため、子供たちへの教育的な観点から、栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数を指標とする。

具体的には、令和 7 年度の月 14.1 回から、令和 12 年度までに月 15 回以上とすることを目指す。

また、学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合について、現場の努力を適切に反映するとともに、地域への貢献等の観点から、金額ベースを算出方法とし、その割合を現状値（令和 7 年度）から維持・向上した都道府県の割合を指標として、90% 以上とすることを目指す。

くわえて、都道府県内において、当該都道府県産の農林水産物の供給が不足している場合にあっては、当該都道府県産に限らず国産の農林水産物を活用していくことも、我が国の自然や食文化、食料安全保障、自然の恩恵と農山漁村から都市に至るまで働く多くの人に支えられた食の循環等への関心を高めることができ、学校給食に地場産物を使用する目的に鑑みれば有効である。既に、学校給食における国産食材を使用する割合については、

全国平均で令和 7 年度は 90.0%と高い数値となっているが、政策目的の重要性に鑑み、引き続き、こうした高い数値を維持・向上することを目標とする。

具体的には、国産食材を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和 7 年度）から維持・向上した都道府県の割合を指標として、90%以上とすることを目指す。

（Ⅱ）地域等での共食の機会を増やす

近年では、高齢者の一人暮らし、ひとり親世帯等が増えるなど、様々な家庭環境や生活の多様化により、家族との共食が難しい人も増えている。家族との共食は難しいが、共食により食を通じたコミュニケーション等を図りたい人にとって、地域や所属するコミュニティ（職場等を含む）等を通じて、様々な人と共食する機会を持つことは重要である。

このため、地域等で共食したいと思う人が共食する割合を指標とする。

具体的には、令和 7 年度は 70.1%となっており、令和 12 年度までに 75%以上とすることを目指す。

（Ⅲ）地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす

四季や地理的な多様性による特色を有し、地域の伝統的な行事や作法と結び付いた我が国の豊かで多様な食文化は、世界に誇るもののできるものである。しかし、近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、食の多様化により、日本の食文化の特色が徐々に失われつつある。「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコの無形文化遺産に登録され、その継承のため必要な措置をとることが重要である。

このため、伝統食材をはじめとした地域の食材を生かした郷土料理や伝統料理、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸使い等の食べ方・作法等を対象として、地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合を指標とする。

具体的には、令和 7 年度は 48.8%となっており、令和 12 年度までに 55%以上とすることを目指す。

また、地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理を調理し、様々な場面で食べることで、将来にわたり、料理や味、食文化を次世代へ着実に継承していくことが重要であることから、郷土料理や伝統料理を月 1 回以上食べている国民の割合を指標とする。

具体的には、令和 7 年度は 54.7%となっており、令和 12 年度までに 60%以上とすることを目指す。

（Ⅳ）食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす

食育を国民運動として推進し、国民一人一人の食生活において実践してもらうためには、食生活の改善等のために全国各地で国民の生活に密着した活動に携わる食生活改善推進員等のボランティアが果たしている役割は重要である。

一方、人口減少や高齢化の進行により、ボランティアの数は減少しており、ボランティアをはじめとする食育の推進に携わる人材による活動の活発化に向けた環境の整備等が必要である。

このため、食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数を指標とする。

具体的には、令和6年度は30.3万人となっており、令和12年度までに31万人以上とすることを目指す。

(V) 推進計画を作成・実施している市町村を増やす

食育を国民運動として推進していくためには、全国各地でその取組が推進されることが必要であり、食育基本法においては、都道府県及び市町村に対して、食育推進計画を作成するよう努めることを求めている。

いまだに食育推進計画が作成されていない市町村があることから、食育推進計画を作成・実施している市町村の割合を指標として、100%とすることを目指す。

食育推進計画を作成・実施している市町村については、その効果的な実施に資するよう、食育推進計画の見直し状況や取組状況等の把握に努める。

第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進

(1) 現状と今後の方向性

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきた。

家庭においては、基本的な生活習慣づくりへの意識を高め、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことが重要である。

また、家庭での共食は食育の原点であり、食を楽しみ、家族とのつながりを大切にする食育を推進していくことが重要である。家族との共食については、全ての世代において、家族とコミュニケーションを図る機会の一つである等、重要と考えられている一方で、若い世代において共食の頻度は少ない傾向にあり、「家族と生活リズムが異なる（食事の時間が合わない）ため」、「朝食を食べないため」等がその理由として挙げられている。

くわえて、朝食を食べる習慣には、規則正しい就寝・起床等の基本的な生活習慣による影響が考えられ、子供の朝食摂取については、家族が朝食を食べる習慣がないことによる影響も考えられる。

さらに、家族構成の変化や働き方等のライフスタイルの多様化により、家庭での健全な食生活を実践することが困難な場面が増えていることも踏まえつつ、食育活動を通じて学んだことが家庭で共有されること等により、家庭においても食育に関する理解が進むよう、引き続き取組を行うことが必要である。

特に子供にとっては、保護者の影響が大きいため、保護者参加型の学習機会や体験活動等の子供と保護者が一緒になって行動を促すような取組や、「大人の食育」の一環として保護者への食育の取組と相まって推進していくことが重要である。

また、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 ~~30~~ 年法律第 ~~104~~ 号。以下「成育基本法」という。）及び成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月 ~~22~~ 日閣議決定。以下「成育医療等基本方針」という。）等を踏まえ、引き続き、妊産婦や乳幼児に対する栄養・食生活の支援を行うことが重要である。

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(子供の基本的な生活習慣の形成)

家庭において、朝食をとることや早寝早起きを実践すること等、子供の基本的な生活習慣づくりを行うことが重要である一方、個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として捉えることが重要である。子供の基本的な生活習慣づくりや生活リズムの向上に向けて、地域、学校、企業を含む民間団体等が家庭と連携・協働

し、子供とその保護者が一緒に生活習慣づくりの意識を高め、行動するための取組を推進する。

また、乳幼児期を含む子供の頃からの基本的な生活習慣づくりに資するよう、科学的知見を踏まえながら、子供の生活習慣や食育に関する保護者の意識の醸成を図るための周知を行うとともに、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰、保護者向け啓発資料の作成等をはじめとする「早寝早起き朝ごはん」国民運動、「健やか親子21」等により全国的な普及啓発を推進する。

特に、生活圏の拡大や行動の多様化等により生活リズムが乱れやすい環境にある中高生以上への普及啓発を推進する。

(望ましい食習慣や知識の習得)

子供が実際に自分で料理を作るという体験を増やしていくとともに、親子料理教室等による食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会を提供する活動を推進する。

また、地域の多様な人材も活用しつつ、学校等を通じて、保護者に対する食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めるとともに、各地域で実施している食育に関する保護者向けプログラムをはじめとした様々な家庭教育に関する情報をホームページに掲載し、地域の実情に応じた様々な学習機会等での活用を促す。

さらに、栄養教諭の食に対する高い専門性を最大限生かすとともに、学校はもとより、スクールソーシャルワーカー等、福祉の専門性を有する者とも積極的に連携を行いながら、貧困家庭やひとり親家庭等、様々な困難を抱える児童生徒の家庭に対しても、食に関する支援や働き掛けを行っていく。

くわえて、知識の習得の場として国が進めるプレコンセプションケアの概念¹に基づく取組を活用し、栄養バランスの取れた食事や子供の適正な体重管理が将来に及ぼす具体的な影響等の周知を行い、健康管理につながるよう働き掛ける。

(妊産婦や乳幼児に対する食育の推進)

妊娠期や授乳期においても、健康の保持・増進を図ることは極めて重要である。妊産婦の望ましい食生活の実現に向けて、各種指針やガイドライン等を活用した食育の取組を推進する。

また、乳幼児期は成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であることから、授乳や離乳の支援に関する基本的な考え方等を示したガイドライン

¹ プレコンセプションケアとは、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うという概念。

を活用した食育の取組を推進する。

さらに、成育基本法及び成育医療等基本方針を踏まえ、成育過程（出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の段階を経て、大人になるまでの一連の成長の過程）にある者及び妊産婦に対する食育を推進する。あわせて、疾病や障害、経済状態等、個人や家庭環境の多様性を踏まえた栄養指導や市町村等における乳幼児等を対象とした健康診査や各種教室等における食育の取組等による母子保健の取組を推進する。

（子供・若者の育成支援における共食等の食育推進）

様々な子供・若者の育成支援に関する行事、情報提供活動等において、食育への理解を促進する。

特に、家族や友人等と一緒に食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食を推進するとともに、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭と地域等が連携した食育を推進する。

（多様な生活に対応した食育の推進）

食事を通じて、家族や仲間等、人とのコミュニケーションを図ること、また食事づくりに参加して、食生活に関する知識や技術を身に付けながら、おいしい食事を整えて食べること等により、食事の楽しみが深まることが期待される。

このような観点も踏まえて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が推進されていることや働き方・暮らし方の変化による多様な生活やライフステージに対応しつつ、家族等との共食や調理等を通じて、コミュニケーションを図るとともに、栄養バランス、食文化、食品ロスの削減等、食に関する意識を高めることにつながるよう食育を推進する。

2. 学校、保育所等における食育の推進

(1) 現状と今後の方向性

家庭環境や社会状況の変化等に伴い、家庭や地域で健全な食生活の実践が困難な場面が増えており、また、子供たちの食の乱れや健康への影響が見られ、農業等の生産現場の実態を知らない子供が増えていることから、学校、保育所等には、家庭や地域等と連携して、子供への食育を進めていく場として大きな役割を担うことが求められている。例えば、様々な学習や体験を通し、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環を知り、自然の恩恵として命をいただくことや食べ物が食卓に届くまでの全ての人に感謝する気持ちを育むことは重要であり、農林漁業体験の機会の提供等を通じた食育の推進に努めることが求められている。

学校においては、学童期、思春期における食育の重要性を踏まえ、一定の指導が行われるよう、全国の学校において、改正後の食育基本法の趣旨を踏まえ、食に関する指導に係る全体計画を作成し、それに基づき、給食の時間はもとより、各教科等の時間における指導や、農林漁業体験の機会の提供等をはじめとする「農林漁業教育」を推進することで、積極的に食育の推進に努め、子供たちの食や農林漁業に対する関心や理解を、食を営む力として評価していくことが求められている。なお、指導に当たっては、今後改訂が予定されている学習指導要領の内容を踏まえ、国において体系的な食に関する指導の方向性を示した上で、各学校等の状況を考慮して実施することが必要である。その際、全国的な取組状況を把握し、評価・分析の上、その結果を周知することも重要である。

学校給食は、子供たちの食に関する理解を深めるための「生きた教材」として、重要な役割を果たすものであり、学校給食の目標を踏まえ、多様な食品を適切に組み合わせ、子供が各栄養素をバランス良く摂取しつつ、関心を持ちながら様々な食に触れることができる機会とするとともに、地場産物や有機農産物の活用等により、効果的な食育を推進していくことが求められる。また、令和8年4月から公立小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減が行われているところ、関係省庁が連携して、栄養水準の確保や地産地消の推進等、給食の質の向上に向けた取組を推進することも必要である。

地場産物や有機農産物の活用に当たっては、学校給食に使いやすい農産物の調達に向けた関係者間の事前の調整が必要となるほか、農産物の安定的な生産・供給に関する課題等も存在しており、学校給食関係者と農林漁業関係者等との連携を深めること等が重要である。

保育所等においては、就学前の子供が望ましい食習慣を定着させるとともに、食に関する体験を積み重ねていくことができるよう、家庭や地域等と連携した食育の推進が重要である。

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(食に関する指導の充実)

学校においては、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動はもとより、それ以外の各教科等¹においてもそれぞれの特質に応じ、学習指導要領や本計画に基づき、学校教育活動全体を通じて主体的に行動できる子供を育成するための食育を組織的・計画的に推進する。

学校における食に関する指導が充実するよう、地方公共団体に対して、食に関する指導の状況について調査及び情報の提供等適切な支援を行う。

栄養教諭は、学校の食に関する指導に係る全体計画の策定、教職員間や家庭との連携・調整等において中核的な役割を担う職であり、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員であり、栄養教諭を中核として、関係者が連携した体系的・継続的な食育を推進する。

全ての児童生徒が、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を等しく受けられ、食育の充実が図られるよう、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行に引き続き努める。また、地域による栄養教諭配置状況の格差を解消すべく、新規採用や学校栄養職員からの速やかな移行等により、一層の配置を促進する。さらに、栄養教諭がその能力を最大限発揮し、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うために、栄養教諭の育成とその資質能力の向上を推進する。

学校教育活動全体で食育の推進に取り組むためには、各学校において食育の目標や具体的な取組についての共通理解を持つことが必要である。このため、校長や他の教職員への研修の充実や食育教材の改訂等、学校関係者の意識を向上し、全教職員が連携・協働した食に関する指導体制を充実するための取組を促進する。食に関する指導や研修等においては、食料安全保障や食料の合理的な価格の形成、食品ロスの削減等の様々な課題に対しても理解が深まるよう実施する。

また、各学校においては、食に関する指導の時間が十分確保されるよう、今後改訂が予定されている学習指導要領の内容を踏まえた体系的な食に関する指導の方向性を基に、食に関する指導に係る全体計画を見直し、各学校等の状況を考慮して実施する。

くわえて、効果的な食育の推進を図るために、各地域において、校長のリーダーシップの下、栄養教諭を中核として、学校、家庭、PTA、関係団体等が連携・協働した取組を推進するとともに、その成果を広く周知・普及する。

¹ 令和8年6月現在、中央教育審議会において学習指導要領の改訂に向けた検討が進められているところ、本計画における教科名は、計画作成時の学習指導要領（平成**29****30****31**年改訂学習指導要領）に基づいて記載している。

(学校給食も活用した食に関する指導の充実)

児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養の摂取に加え、関心を持ちながら食事をすることによって心身の健康の保持増進が図られるよう、引き続き、魅力あるおいしい給食となるよう食品構成や彩りに配慮するとともに、十分な給食の時間の確保を促し、窒息や誤嚥事故防止のほか、口腔の健康や口腔機能の獲得・維持・向上のためにも、ゆっくりよく噛んで食事をするなどの食べ方に関する指導を実施するなど、学校給食及び栄養教諭等による食に関する指導の充実を図る。その際、特別支援学校においては、その教育の目的を踏まえ、幼児児童生徒の障害の状態等を的確に把握した上で、関係する教職員や医療機関等とも連携しながら、適切に食に関する指導を実施するよう留意する。

また、各教科等の農林水産業や環境、健康等を含む食に関する指導と学校給食を「生きた教材」として関連付け、食育を効果的に推進する。

さらに、学校給食への地場産物や有機農産物の活用は、食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることについて、児童生徒の理解や関心を深め、感謝の心を育むなどの教育効果のほか、環境負荷の低減や地域の活性化等、多様な効果が期待されるため、その推進に当たっては、市町村が中心となり、食材需要に対応できる生産供給体制の構築等の供給者側の取組並びに地域の実情を踏まえた学校設置者及び学校等の取組の双方が密接に連携・協働することが必要である。そのため、給食現場と生産現場の互いのニーズを調整する「地産地消コーディネーター」の養成や各地域への派遣等、生産側と学校側の連携・協働を推進するための取組を引き続き行うとともに、課題や対応策、先進的な事例等を含め、多様な優良事例の横展開を図る。くわえて、地場産物や有機農産物の活用や郷土料理等の導入の促進により、食料安全保障や生産現場における環境負荷低減、生物多様性の保全、伝統的な食文化等に関する学びを含めた食に関する指導の先進事例の創出とその周知を図る。

くわえて、食育を目的として政府備蓄米の交付制度の周知や活用も図りつつ、引き続き米飯給食を着実に実施する。また、国産小麦を活用したパン・麺等、児童生徒が多様な食に触れる機会に配慮する。さらに、世界の食文化等についても理解を深めることができるよう配慮する。

くわえて、学校給食の一層の充実を図るため、関係各省と連携しながら、全国学校給食週間に係る取組の充実を図る。

(食育を通じた健康状態の改善等の推進)

栄養教諭は、学級担任、養護教諭、学校医、学校歯科医等と連携して、保護者の理解と協力の下に、児童生徒への指導において、やせや肥満が心身の健康に及ぼす影響等、健康状態の改善等に必要な知識を普及するとともに、偏食のある子供、やせや肥満傾向にある子供、食物アレルギーを有する子供、スポーツをしている子供等に対しての個別的な相談

指導を行うなど、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進する。

(「農林漁業教育」の実践)

食卓と農業等の生産現場の距離が広がる中で、生産者と消費者の関係が希薄化し、農業等の生産現場の実態を知らない子供が増えていることから、子供の頃から、食料安全保障、食料の合理的な価格の形成等の課題や実情を含む食を支える農業等への理解が重要であるため、「農林漁業教育」その他必要な施策を推進する。また、指導の充実に向けて、食育の体系的な整理や栄養教諭をはじめとする教員研修の充実、農政部局や関連団体と学校・教育委員会との連携により、学校教育を理解し、円滑に協力できる農林漁業者等の地域人材の掘り起こし・活用等を進める。さらに、総合的・計画的な「農林漁業教育」の全国展開に向けて、先進事例の創出やその周知を行うとともに都市と農山漁村の共生と交流の促進を図る。また、特に学校における農林漁業体験等が促進されるよう、体験効果や課題等の整理や周知を行う。

さらに、地方公共団体による取組を促進するために、都道府県及び市町村食育推進計画や食に関する指導に係る全体計画等に教育関係者、農林漁業者等の連携による体制の整備や、「農林漁業教育」を推進する旨を位置づけるよう、情報の提供等適切な支援を行う。

(就学前の子供に対する食育の推進)

乳幼児期は成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期である。就学前の子供が、成長や発達に応じて、健康な生活を基本とし、望ましい食習慣を定着させるとともに、食に関する体験を積み重ねていくことができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等において、保護者への情報提供、相談支援や地域の多様な関係者との連携・協働により子供一人一人の発育や発達に適した食に関する取組を推進する。その際、子供の発達に応じ、窒息や誤嚥の防止等の食に関する安全面にも十分配慮する。

幼稚園、保育所、認定こども園においては、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、食育を教育及び保育の一環として位置付け、園長や施設長、幼稚園教諭・保育士・保育教諭、栄養士・栄養教諭、調理員等が連携して食育の計画を作成し、各施設の特性に応じた創意工夫の下で取り組むこととしている。その際、子供の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で幼稚園教諭・保育士・保育教諭や他の子供と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心を持ったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすることが重要である。

また、特に保育所及び認定こども園においては、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」を活用すること等により、食事の提供や食育の取組が実施されるよう努め、食に関わる保育環境についても配慮するとともに、その人的・物的資源を生かし、在籍する子供及びその保護者のみならず、地域における子育て家庭からの乳幼児の食に関する

る相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域の関係機関等と連携しつつ、積極的に食育を推進するよう努める。

くわえて、地域の多様な関係者が連携・協働し、親子で学ぶ機会を提供するなど保護者への啓発や、地域における食に関する体験活動等の取組も含め、引き続き、就学前の子供に対する食育を推進する。

3. 地域における食育の推進

(1) 現状と今後の方向性

心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある食育を推進することが求められる。

日本人の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸する上では健全な食生活が欠かせない。生活習慣病の予防及び改善や健康づくりにつながる健全な食生活の実践に向けた行動変容を促すには、家庭、学校、保育所、生産者、企業等と連携・協働しつつ、地域における食生活の改善が図られるよう、適切な取組を行うことが必要である。

食品関連事業者等の企業が社会貢献事業にとどまらず、本業と関係が深いところで食育の推進を実現し、自社の持続的発展にもつなげる **CSV (Creating Shared Value : 共通価値の創造)** としての取組も見られる。健全な食生活の実践に資する商品や情報の提供等、消費者への働き掛けにおいて、特に企業の役割は重要である。このため、官民連携食育プラットフォームによる官民の幅広い連携・協働の取組等を通じて、「大人の食育」を推進する。また、様々な機会を捉えて、「大人の食育」の推進をすることが求められるが、推進に当たっては、食を取り巻く環境や現代の食生活の課題、年代別の特徴等を踏まえた取組を行うことが重要である。さらに、企業において、国際的な動向を踏まえ、環境負荷低減やフェアトレードの確保に関する取組も見られ、こうした点への理解を促す視点も必要である。くわえて、家庭や学校等における食育と連続性のある取組が求められる。

様々な家族の状況や生活の多様化により、家庭での共食が困難な人にとっては、地域等での共食の機会を持つことは重要であり、共食は、食を通じたコミュニケーション等を図ることができるほか、健康な食生活や規則正しい食生活等と関係があること等のメリットがある。地域における共食の場の整備は、このような食育の観点のほか、多様な居場所づくりや円滑な食品アクセスの確保等の観点からも、取組を推進する。

くわえて、近年多発する大規模災害に対する備えの観点から、災害等に備えた食育の推進が必要となっている。

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(「食育ガイド」等の活用促進)

「食育ガイド」や「食事バランスガイド」について、食をめぐる環境の変化等も見据え、国民一人一人が自ら食育に関する取組を実践できるよう、食を取り巻く環境や現代の食生活の課題の変化等も踏まえ、関係機関や関係団体はもとより、家庭や学校、小売や外食、職場等を通じて国民への普及啓発に努める。

また、国民の食生活の改善を進めるとともに、健康増進や生活の質的向上、食料の安定

供給の確保を図るための指針として公表した「食生活指針」について、引き続き普及啓発を進める。

(健康寿命の延伸につながる食育の推進)

「健康日本 21（第三次）」の推進や食生活改善普及運動等により、生活習慣病の予防及び改善、健全な食生活の実現並びに健康づくりのための身体活動の実践につながる食育を推進する。

特に、20歳以上の糖尿病が強く疑われる者及び可能性が否定できない者は約1,800万人と推計されていることから、肥満症の予防を含む生活習慣病の発症予防及び重症化予防も重要である。糖尿病については、ひとたび発症すると治癒することはなく、症状が進行すると腎臓の障害等の様々な合併症を引き起こし、生活の質（QOL）を低下させることから、日頃より、適切な食事管理を中心とした取組を推進する。あわせて、肥満症及びやせの予防のため、適正体重の維持に向けた取組についても進める。

また、減塩は血圧を低下させ、結果的に循環器疾患を減少させると考えられる。日本人の食塩摂取量は減少傾向にあるが、ほとんどの人は必要量をはるかに超える量を摂取していることから、引き続き、食塩摂取量の減少に向けた取組を推進する。

くわえて、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」において、減塩を軸に、健康に資する食育に対しての無関心層への啓発を含め、適切な栄養・食生活情報の提供方法の開発等、自然に健康になれる食環境づくりを、産学官等が連携して推進する。

「野菜を食べようプロジェクト」、「毎日くだもの200グラム運動」、その他生産者団体が行う消費拡大策やそれにつながる生産・流通支援、「スマート・ライフ・プロジェクト」等の取組を通じて、減塩及び野菜や果物の摂取量の増加を促進する。

食育を通じて、生活習慣病の予防等や健康寿命の延伸を図るため、保健所、保健センター等の多様な場所において、管理栄養士・栄養士が医師や歯科医師等と連携・協働し、食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、市町村が行っている健康診断等の場面も活用して、一人一人の健康状態に応じた栄養指導等の充実を図る。

また、複数の学会による民間認証である「健康な食事（スマートミール）・食環境」認証制度の活用等、外食や中食でも健康に資する食事の選択がしやすい食環境の整備のために、食品関連事業者や消費者に対して周知を図る。

さらに、「栄養ケア・ステーション」等の民間主導の取組や、食生活改善推進員や食育ボランティア等の活動を推進する。

(栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の推進)

高齢化が進行する中で、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、関係府省庁が、地方公共団体等と連携しつつ、食育を推進する。

ごはん（主食）を中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、お茶等多様な副食（主菜・副菜）等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進するため、内容やメリット等をわかりやすく周知し、誰もが気軽に取り組めるよう普及啓発に努める。

特に米については、国内で自給可能な唯一の穀物であり、その消費拡大は、ひいては、我が国の食料安全保障にも資するものである。こうした認識の下、引き続き、米に関して企業等と連携した消費拡大運動を進める。

あわせて、「農林漁業教育」等の学校教育をはじめとする様々な機会を活用し、関連分野の事業者等とも連携しながら、幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供を一体的に推進し、食や農林水産業、我が国の食料安全保障への国民の理解を増進する。

（官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進）

官民連携食育プラットフォームにおいて、会員企業等を中心に事業者間及び官民が連携した取組を推進することにより、食や農に対する大人の消費者の理解醸成と行動変容の促進を図る。

具体的には、朝食の欠食や栄養バランスを欠いた食生活、生産現場を知らない人の増加等の現代の食生活に関する課題の解決に向け、各種プロジェクト活動を実施するとともに、大学や地域等へ働き掛け、官民が連携・協働した新たな取組の展開を促進する。

また、事業者間及び官民の連携により、共通のロゴやキャッチフレーズを活用した効果的な情報発信を行うとともに、勉強会や交流会の開催を通じて、食育活動の高度化や新たな連携の形成を図る。

さらには、プロジェクト活動その他の食育活動の効果や成果を可視化するなど消費者にも分かりやすい発信や、参画企業が自社の取組を対外的に発信できる機会の提供等を実施する。また、食育実践優良法人顕彰の認定企業等の食育の取組に関心が高い企業や多様な業種の企業の参画を促し、幅広い消費者への取組を進める。

このような取組を通じて、企業の参画意義を高め、官民連携食育プラットフォームを事業者間及び官民連携による試行・展開の場として、先進的な取組の創出と横展開を促進し、「大人の食育」の推進を図る。

（食品関連事業者等による食育の推進）

食品関連事業者等は、様々な体験活動の機会の提供や、健康に配慮した商品やメニューの提供等に、「生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事について（目安）」等も活用しつつ、積極的に取り組むよう努める。あわせて、地域の飲食店や食品関連事業者等の連携を通じて、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事や地域の食文化を反映させた食事を入手しやすい食環境づくりに取り組むよう努める。

また、官民連携食育プラットフォーム等とも連携して、食品関連事業者等は、消費者に

対して、食生活改善につながる表示や商品・サービスの提供・見える化、生産者や産地等の情報も含めた食に関する情報提供、工場・店舗の見学、調理体験、農林漁業体験、出前授業の開催等の多様な取組を行うことを推進する。

くわえて、「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を踏まえた健康支援型配食サービスの推進により、地域高齢者の低栄養やフレイル予防に資する効果的・効率的な健康支援につなげ、高齢者等に向けた健康な食事の普及を図る。また、介護食品の普及促進に努める。

さらに、国産農林水産物等を活用した介護食品等の開発支援やスマイルケア食等の普及促進に努める。

また、野菜や果物の摂取を促すため、カットされた野菜や果物等の需要拡大に向けて、加工設備への支援を行い、とりわけ摂取量の少ない食べていない人が手に取りやすい食環境づくりに取り組む。

これらの活動を支援するため、国及び地方公共団体において必要な情報提供等を行う。

(職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進)

従業員等が健康であることは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に企業の業績向上につながると期待されている。

従業員等の健康管理に資する健康経営が広がっていることも契機とし、企業の経営層がコミットした職場の食環境整備が進むよう、関係者と連携・協働を深め、健康づくりに取り組む企業への支援が広がるよう、必要な情報提供を行う。

また、官民連携食育プラットフォームの下で食育実践優良法人顕彰を実施し、従業員に対し、朝食や栄養バランスに配慮した食事の提供やアプリ等を活用した食事管理等、食生活改善に向けた取組とその評価を行っている企業を顕彰し、もって企業内の活力向上及び優良な取組の横展開を図る。

さらに、食事支給を通じた従業員の食環境の充実に取り組む。

(若い世代に関わる食育の推進)

栄養バランスに配慮した食生活の実践について、若い世代はその他の世代よりも割合が低く、男性は将来の肥満が懸念されることや女性はやせの者が多い等、食生活に起因する課題が多い。

このような状況を踏まえ、若い世代が食育に関心を持ち、自ら食生活の改善等に取り組んでいけるよう、マスコミ及びインターネット、SNS等も活用して、若い世代に対して効果的に情報を提供するとともに、地域等での共食によるコミュニケーション等を通じて、食に関する理解や関心を深められるように食育を促進する。

また、大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びを提供する取組を

促進する。

さらに、地方公共団体・企業・教育機関等において、性別を問わず性や健康の正しい知識を普及し、健康管理を促す「プレコンサポーター」を活用しながら、若い世代がプレコンセプションケアの概念を理解し、適切な栄養・食生活を含む生活習慣や健康管理の知識を習得できる機会を増やす。

(高齢者に関わる食育の推進)

高齢者には、オーラルフレイル等の咀嚼能力の低下や、消化・吸収率の低下、運動量の低下に伴う摂取量の低下等の課題がある。特に、これらは個人差が大きく、高齢者の多くが何らかの疾患を有しているという特徴が挙げられることから、年齢だけでなく、個人の状態に応じた取組を推進することが重要である。

健康寿命の延伸に向けて、高齢者に対する食育の推進においては、個々の高齢者の特性に応じて生活の質（**QOL**）の向上が図られるように食育を推進する必要がある。また、増大する在宅療養者に対する食事支援等、地域における栄養ケアサービスの需要増大に対応できるよう、管理栄養士の人材確保等に取り組む。

くわえて、高齢者の孤食に対応するため、他の世代との交流も含めた地域ぐるみの様々な取組が促進されるよう、優良事例の紹介等の情報提供を行う。

さらに、地域の共食の場等を活用した、適切な栄養管理に基づく健康支援型配食サービスを推進し、地域高齢者の低栄養・フレイル予防にも資する、効果的・効率的な健康支援につなげる。

(歯科保健活動における食育推進)

健康寿命の延伸には、健全な食生活が大切であり、よく噛んでおいしく食べるためには口腔機能が十分に発達し維持されることが重要である。このため、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）に基づき歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）（歯・口腔の健康づくりプラン）（令和 5 年 10 月改正）を策定し、摂食・えん下等の口腔機能について、ライフステージごとの特性及びライフコースアプローチを踏まえた、乳幼児期における機能獲得から高齢期における機能の維持・向上等、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを通じた食育を推進している。その指標として、12 歳児でう蝕のない者の割合が 90%以上の都道府県数、80 歳で 20 歯以上の自分の歯を有する者の割合、さらには 50 歳以上における咀嚼良好者の割合等を設定している。

具体的には、80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことを目的とした「8020（ハチマル・ニイマル）運動」の推進等による良好な歯の保持に向けた取組だけでなく、生涯を通じて「よく噛んでおいしく食べる」ための口腔機能管理等の推進がより重要であることから、ひとくち 30 回以上噛むことを目標とした「噛ミング 30（カミングサンマル）」等の取組を推進してきている。その成果も見られ、現在では 80 歳で 20 本以上の歯を保つ

高齢者は約6割に達している。乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた口腔機能の獲得・維持・向上に向けた「口腔健康管理」の取組等、地域における歯と口腔の健康づくりのための食育を、関連する分野とも連携しながら一層推進する。

（専門的知識を有する人材の養成・活用）

国民一人一人が食に関する知識を持ち、自らこれを実践できるようにするためには、食育に関し、食と文化や社会、環境との関係も含め、食を取り巻く状況の変化等の時代に即した専門知識を備えた管理栄養士、栄養士、調理師、専門調理師等の活躍が期待される。こうした専門職の養成を担う大学、短期大学、専門学校等の役割は重要であり、食材の価値を高めることや食材の生産と消費をつなぐことを含め、食育の推進に向けてその多面的な活動が推進されるよう卒前、卒後教育に取り組む。

また、地域において、食育の推進が着実に図られるように、都道府県や市町村における管理栄養士等の配置を推進するとともに、高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成を図る。

あわせて、食生活に関する生活習慣と疾患の関連等、医学教育の充実を推進するとともに、適切な食事指導、ライフステージに応じた食育の推進等、歯学教育の充実を図る。

（貧困等の状況にある子供に対する食育の推進）

こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、貧困の状況にある子供・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないようフードバンクやこども食堂等と連携し、朝食を含む子供の食事・栄養状態の確保、食育の推進に関する支援を行う。

また、多様かつ複合的な困難に直面している子供たちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある多様な場所を活用して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるなどの取組を通じて、支援を必要とする子供を早期に発見し、行政等の適切な支援につなげる仕組みをつくることにより、子供に対する地域の支援体制を強化する。

さらに、「こどもの未来応援国民運動」において、民間資金による基金の活用等を通じて、貧困の状況にある子供たちに食事の提供等を行うこども食堂等を含むNPO等に対して支援等を行う。

くわえて、経済的に困難な家庭への食品等の提供や子供の居宅を訪問するなどして子供の状況把握・食事の提供等を行う、こども宅食等の取組に関する支援を実施する。

（地域における共食の推進）

高齢者の一人暮らしやひとり親世帯等が増えるなど、家庭環境や生活の多様化により、家族との共食が難しい場合があることから、地域において様々な世代と共食する機会を持つことは、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え習得する観

点からも重要である。

このため、食育推進等の観点から、地域における共食の意義や効果を発信するとともに、こども食堂や通いの場等、地域での様々な共食の場づくりの支援等を通じて、地域での共食を希望する人が安心して参加できる環境づくりを進めるため、国及び地方公共団体は必要な情報提供及び支援を行う。

(災害時等に備えた食育の推進)

近年、頻度を増す大規模災害等に備え、防災知識の普及は重要である。

国の物資支援による食品の提供や、地方公共団体、民間企業等における食品の備蓄に加え、家庭での取組も重要であり、普及啓発を推進する。

また、家庭においては、水、熱源、主食・主菜・副菜となる食品等を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄する取組を推進する。主に災害時に使用する非常食のほか、ローリングストック（普段の食品を少し多めに買い置きし、消費した分を補充する方法）による日常の食品の備蓄を行い、各家庭に合った備えをするよう情報発信を行う。特に、災害時には、物流機能が停滞する可能性もあることから、高齢者をはじめ、食べる機能が弱くなった方、食物アレルギーを有する方等に配慮した食品を備えておくことが重要である。

くわえて、栄養バランスへの配慮や備蓄方法等、災害時の食の備えの重要性について、家庭のみならず、学校教育の現場、食品小売店等においても、必要な知識の普及啓発を推進する。

さらに、災害時等に食料の供給が不足する又はおそれのある場合に、消費者の不安による過度な買いだめや買い急ぎが発生することを防止することが必要である。そのため、消費者が特定の情報に依拠して極端な購買行動を行わないよう、過度な買いだめの防止の呼び掛けを積極的に行う。

地方公共団体は、被災者が災害発生時も健全な食生活を実践できるよう、家庭における食品の備蓄について普及啓発を行うほか、災害時の栄養・食生活支援に関して、その体制や要配慮者への支援体制等に関する地域防災計画への記載やマニュアルの整備等を通じ、関係者が共通の理解の下で取り組めるよう努める。

4. 食育推進運動の展開

(1) 現状と今後の方向性

食育の推進に当たっては、今後とも国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る多様な関係者や食育に新たな広がりをもたらす多方面の分野の関係者が主体的かつ多様に連携・協働して、多様な食育推進運動を国民的な広がりを持つ運動として全国的に展開していく必要がある。食育基本法の制定から約20年が経過し、「食育に関心を持っている国民の割合」が近年伸び悩んでいる状況も踏まえて、改めて、食育の取組を推進し、国民に定着させるために、情報発信の強化や食育の取組の見える化、食育推進体制の更なる充実等により、行動変容に向けた機運の醸成を図ることが重要であるほか、継続して取組が行われるよう、国民一人一人が食を楽しみ、自ら食育を実践し、その成果を実感できるよう実施すること等に留意することが必要である。

また、食育の推進に関わる食生活改善推進員等の食育ボランティアは、令和6年度時点で約30.3万人と減少しているが、引き続き、地域での食育推進運動の中核的役割を担うことが期待されるため、食育ボランティアの活動を活性化していく必要がある。あわせて、「農林漁業教育」等の実践に関わる人材等、食や食育に関する知識や経験を有する者の育成や活用を図ることも求められる。

さらに、一部の都道府県では域内の市町村食育推進計画の作成割合が低い状況であることから、食育推進計画の作成・実施の促進が必要であり、地方公共団体内の関係部局間の連携を図りつつ、地域で多様な関係者が課題を共有し、各特性を活かして連携・協働して実効的に食育を進めることが重要である。

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(食育に関する国民の理解の増進)

食や農林漁業をめぐる諸課題や食育の意義・必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代や様々な立場の国民が、自ら食育に関する活動を実践できるよう、ライフステージに応じた具体的な実践や活動を提示するなど効果的な情報提供の実施等により、国民の理解の増進を図り、全国において継続的に食育推進運動を展開する。特に、食料安全保障をめぐる国内外の状況等や食育の実施に関する科学的根拠等を踏まえた情報発信を実施することに留意する。

また、年代、性別、就業や食生活の状況等に応じて国民の多様なニーズや特性を分析、把握した上で類型化し、それぞれの類型に適した具体的な推進方策を検討し、実施するとともに、地方公共団体、関係団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育関係者による国民の多様なニーズに対応した取組や関連する分野

(消費者向けの情報発信・教育等)と連携した取組を支援する。

その際、世代区分やその置かれた生活環境、健康状態等によっても必要な情報が異なる場合があることに配慮するとともに、各種広報媒体等を通じて提供される食に関する様々な情報に過剰に反応することなく、国内外の科学的知見や伝統的な知恵に基づき、的確な判断をすることが重要であるとの認識が国民に十分理解されるよう留意しつつ取り組むこととする。

(ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等)

食育を国民に適切に浸透させていくために、国民の生活に密着した活動を行っているボランティア活動の活発化とその成果の向上に向けた環境の整備を図り、地域での食育推進の中核的役割を担うことができるよう支援する。

その際、食生活改善推進員をはじめ、各種ボランティアの草の根活動としての食育活動を、学校等との連携にも配慮して促進する。また、「農林漁業教育」等の実践に関わる地域人材の掘り起こし・活用に加えて、食や食育に関するセミナーの開催等を通じて、食育の推進に携わる人材等の育成を図るとともに、食育に関する民間資格を有する者等の食育活動への積極的な参加を促進する。

また、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の食育関係者が自発的に行う活動が全国で展開されるよう、関係者間の情報共有を促進するとともに、優れた活動を奨励するため、民間等の食育活動に対する表彰を行う。

(食育推進運動の展開における連携・協働体制の確立)

食育推進運動の展開に当たっては、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る多様な関係者による主体的な取組を促すとともに、国や地方公共団体も含めた関係者による広範かつ横断的な連携・協働を呼びかけ、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるように実施する。また、文化や観光、環境、スポーツ等、様々な分野との協働等による食育に関する取組の拡大を促進する。

また、国民にとって身近な地域において、新たな食育の推進が図られるよう、地方公共団体の食育推進会議の設置・活性化や、地方公共団体内の保健部局や教育部局、農業・食品産業振興部局等の緊密な連携、食育推進計画における地域の地産地消に関する目標や本計画を踏まえた目標の設定、地域の関係者の協力による取組等を推進する。

さらに、地方公共団体等の食育推進計画の作成や取組が促進されるよう、食育推進基本計画の食育推進計画への反映状況や市町村別の食育の取組状況の見える化を実施する。

(食育月間及び食育の日の取組の充実)

毎年6月を「食育月間」と定め、関係者の緊密な連携・協働を図りつつ、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施することにより、国民の食育に対する理解を深め、食育推進活

動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図る。また、地方公共団体等が実施する食育に関連する月間やイベント等の運動等と連携して食育推進運動を実施する。

特に、「食育月間」中を基本として、国は、地方公共団体、民間団体等の協力を得て、全国規模の中核的行事を毎年開催し、食育について国民への直接的な理解促進を図るとともに、関係者相互間の連携が推進されるよう実施する。

「食育月間」の実施に当たって、食育推進を担当する大臣は、同月間で重点的に実施していくテーマ等を示した実施要綱をあらかじめ定め、関係機関、団体等に通知するとともに公表する。

また、一年を通じて継続的に食育推進運動を展開するため、毎月 19 日を「食育の日」と定め、「食育の日」の取組を活性化させるため、それぞれの取組主体が「家族そろって食卓を囲む」等のテーマを設定するなど創意工夫の上、実践的なものになるよう十分配慮しつつ取り組む。

(食育推進運動に資する情報の提供)

様々な分野での食育を推進し、全国的な運動として、全国各地において食育推進運動を促進するため、食育を推進して成果を挙げている地域の事例や手法等を集約・見える化し、広く情報提供するほか、官民連携食育プラットフォームによる取組や各種 SNS 等も活用した情報発信を行う。

また、「スマート・ライフ・プロジェクト」において、生活習慣病予防の啓発活動や、健康寿命を延ばすことを目的とする、優れた取組を行っている企業・団体・地方公共団体を表彰する。

(デジタル技術を活用した食育の推進)

デジタルトランスフォーメーション(デジタル技術の活用による社会の変革)が一層進展する中で、SNSの活用やインターネット上でのイベント開催及び動画配信、オンラインでの非接触型の食育の展開等を推進する。

また、個人がいつでも手軽に使い、健全な食生活を実践する意欲を高め、自らの食生活の状況の把握や改善等につながる食育に関する優れたアプリ等の情報提供を行い、国民の行動変容を促す。

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

(1) 現状と今後の方向性

食育の推進により、食を生み出す場としての農林漁業に関する理解を深めることが重要であり、「食」と「農林水産業」のつながりの深化を図り、農山漁村の活性化や食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に資することが求められている。また、食料・農業・農村基本法第14条においても、食料システムの一員である消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることによって、食料の持続的な供給に寄与しつつ、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすことが求められている。

このため、農林漁業体験等の取組を推進することにより、生産現場に対する関心や理解を深めるとともに、国産農林水産物や環境に配慮した食品等の選択等の実際の行動変容を促すことが重要である。

農林漁業体験に参加していない理由では「関心がないから」、「体験に参加する方法がわからないから」という意見が多いことから、体験活動の意義や効果、参加方法等に関する情報の発信、優良事例の横展開等を通じ、幅広い世代の更なる参加者の増加に取り組む必要がある。

農林水産物の生産、食品の製造及び流通等の現場は、地域で食育を進めていく上で食に関する体験機会を提供する貴重な場であり、人々のふれあいや地域の活性化を図るためにも、これを支える農山漁村コミュニティの維持・再生が必要である。

くわえて、食育活動を展開するに当たっては、持続的な食料システムを確立する視点を踏まえ、温室効果ガスの削減や生物多様性の保全、食品ロスの削減等、環境負荷低減の取組や、近年の気候変動が農林水産物の生産や流通に及ぼす影響への理解醸成と行動変容につながるよう推進することが必要である。

我が国では、食料や飼料等の多くを輸入に頼る一方で、毎年大量の食品ロスが発生していることから、国、地方公共団体、食品関連事業者・農林漁業者、消費者等、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することも重要である。

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(農林漁業者等による食育の推進)

農林漁業に関する体験活動は、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深める上で重要であることから、農林漁業者及び農林漁業に関する団体は、学校、保育所等の教育関係者をはじめとした食育を推進する広範な関係者等と連携・協働し、幅広い世代に対して教育ファーム等農林漁業

に関する多様な体験の機会を積極的に提供するよう努める。

国や地方公共団体において、それぞれの地域性を考慮の上、酪農教育ファーム等の民間主導の取組等も含め、全国の農林漁業体験に関する情報の取りまとめや発信等、必要な情報提供等により、農林漁業者等の活動の支援や消費者の参加を促す。

また、海や漁村の地域資源を活用し、地域の所得向上と雇用機会の確保を図る海業の全国展開の加速化に向けて、魚を食べることに留まらない、魚の生産から消費、生活文化までを総合的かつ立体的に繋げる「ぎょしょく」の普及等、食育の推進につながる漁村地域の取組についても支援を行う。

（子供を中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供）

子供を中心として、農林水産物の生産における様々な体験の機会を拡大し、食に対する関心と理解を深める必要があることから、農林漁業体験活動を促進するため、情報提供の強化、受入体制の整備等を進める。その際、子供の学びや生産者のやりがいにつながるような異世代交流が進むよう配慮する。

また、子供の農山漁村体験については、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」に基づく「子ども農山漁村交流プロジェクト」の一環として、関係府省庁が連携して取組を推進する。

具体的には、学校教育活動等における取組支援や宿泊体験の講師派遣等、農山漁村体験に参加する学校等（送り側）における宿泊体験活動等の取組、農泊の推進体制整備や自然体験プログラムの開発・実施等、体験の実施地域である農山漁村等（受入側）の取組を支援する。また、食育の効果を高めるため宿泊体験後も給食で受入側の食材を使う等の工夫を行っている事例の共有等、送り側と受入側の地方公共団体双方が連携して行う取組の支援を行うとともに、セミナー等による優良事例やノウハウの共有を行う。

さらに、国民の体験活動への関心を高めるため、SNS等、様々な媒体の活用により周知し、食料の生産から消費等に至るまでの継続した体験につながるよう、関係機関等の連携を深める。

（都市と農山漁村の共生と交流の促進）

都市住民と農林漁業者の交流を促進するため、農泊における都市住民への農山漁村の情報提供と農山漁村での受入体制の整備等の取組を推進するとともに、産直活動等の生産者と消費者が直接つながる取組を推進する。また、生産者が都市部で食や農の情報発信を行うといった双方向の交流を後押しする。

また、官民協働の下、地域の食品・農林水産物等の地域資源を活用した様々な食育活動に取り組むことで、地域の農林水産業や食文化への理解を醸成する「豊かな食と農のまちづくり」を推進する。

(農山漁村の維持・活性化)

食を生み出す場である農山漁村の地域社会を維持していくためには、農山漁村内部の人口の維持及び農林水産業・農山漁村に継続的に関わる外部の多様な人材の拡大が重要であることから、里業・森業・海業の取組を含む、中山間地域等の条件不利地を含めた農山漁村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る取組や、農村に人が住み続けるための条件整備等を、民間企業、農山漁村を含めた地域振興に係る関係省庁と連携して推進する。

また、障害者等が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画することを図る農福連携を推進し、地域共生社会の実現を通じて障害者等も食育の推進に貢献できるよう、地域での取組を後押しする。

(地産地消の推進)

生産者と消費者の結びつきの強化に資する直売所等において、多様な品目の生産・供給体制の構築、直売所間の連携強化、加工品の開発を推進するとともに、学校、社食等施設の給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築を推進することにより、地域の農林水産物の利用促進を図る。こうした地産地消の推進により、環境への負荷の低減に貢献する。また、地域の農林水産物の利用促進による特色ある食文化等の理解増進を通じたふるさと教育との連携を図る。

さらに、都道府県や市町村に地域の食品企業や農林漁業者等の多様な関係者が参加するコンソーシアムを設置し、地域の核となる食品企業・農林漁業者等が連携した新たなビジネスの創出や食品企業間の協調を図る実証等の取組、「地理的表示保護制度」(GI 保護制度)の登録・活用推進や認知度向上を図る取組等、地産地消にもつながる取組を推進する。

くわえて、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号)の再生利用事業計画(食品リサイクル・ループ)制度の活用等により、地域で発生した食品循環資源を再生利用して得られた肥料や飼料を利用して生産された農林水産物の地域での利用を推進する。

(食料の持続的な供給に向けた消費行動の促進)

食料・農業・農村基本法第 14 条において、消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることとされており、消費者の生産現場等への理解は、国産農産物の選択等の実際の行動変容を促すためにも重要である。

このため、国産農産物の消費拡大等による食料の持続的な供給に向けて、消費者だけでなく、生産者、食品事業者等食料システムの全ての関係者・関係団体や行政が連携して国民運動を展開し、主体的な取組を促進する。また、持続的な食料供給の実現の観点から、

消費者をはじめとする食料システムの関係者に対し、食品の生産・製造・流通に関わる実態、コスト高騰の背景等についてわかりやすく伝えるため、様々な取組を実施している「フェアプライスプロジェクト」において、引き続き、発信の内容や手法を工夫しながら、各段階での合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成と関係者の行動変容の促進を図る。

(環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進)

食料生産から消費に至るまでの食料システムの各段階において、温室効果ガスの発生等の地球環境への負荷が生じていることや、近年の気候変動による高温や豪雨等の極端な気象現象が、農林水産物の生産や流通に影響を及ぼしていることについて、消費者の役割の自覚と日々の購買行動の変化を促すため、環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費に配慮した食育を推進する必要がある。

環境と調和のとれた食料システムを確立するため、みどりの食料システム戦略（令和3年5月策定）に基づき、調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体について、環境負荷低減の取組を進める。引き続き、有機農業をはじめとした持続可能な農業生産や持続可能な水産資源管理等、生物多様性と自然の物質循環を健全に維持し、自然資本を管理し、又は増大させる取組に関して、国民の理解と関心の増進のため普及啓発を行う。例えば、学校給食での有機食品の利用等有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すネットワーク構築を推進する。

また、消費者の環境に配慮した農林水産物・食品の選択やその理解に向け、環境負荷低減の取組の「見える化」やその優良事例の情報発信及び有機 JAS の認知度向上等を推進する。あわせて、消費者の選択に資するよう、生産現場における環境負荷軽減の取組等の情報提供や食品事業者等による消費者への理解醸成を図る取組を推進する。

さらに、持続可能な食料システムにつながるエシカル消費を、「あふの環 2030 プロジェクト」を活用して、関係省庁や参画する企業・団体と連携・協働して推進する。

くわえて、食と先端技術を掛け合わせたフードテックは、消費者の環境志向や健康志向への対応や食料安全保障の確保等、持続可能な食料システムの実現に貢献するものである。引き続き、フードテック官民協議会の取組を通じた大学等の研究者と企業、農林水産・食品分野と異分野の連携等のオープンイノベーションの実現や、消費者理解の増進等による市場の創出を図りながら、フードテックの社会実装に資する取組を推進する。

(食品ロス削減の推進)

我が国においては、食料を海外からの輸入に大きく依存する一方、年間約 464 万トン（令和5年度推計）の食品ロスが発生している。これは、国連世界食糧計画（WFP）による食料援助量約 370 万トンの約 1.3 倍に相当する。

このような現状を踏まえ、食品ロスの削減の推進に関する法律及び食品ロスの削減に関する基本的な方針に基づき、食品ロス削減の重要性についての関心と理解を増進するため、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくこととされている。政府としては、法律に基づき、関係省庁が連携しつつ、様々な施策を推進する。

特に、食品ロスの約半分は家庭からの排出であることを踏まえ、国民がそれぞれの立場で食品ロスの削減に「もったいない」という精神で、自発的に取り組んでいくため、食品ロス削減の重要性についての理解と関心を増進するための教育や普及啓発を推進する。くわえて、食品ロス削減に配慮した購買行動や、外食時における食べ残しが発生しないよう、料理の食べきりや、食品衛生面に配慮した食べ残しの持ち帰り、家庭で余っている未利用食品を持ち寄り、地域のフードバンク団体や福祉団体等へ寄附するフードドライブ活動の普及啓発を図る。

(バイオマス利用と食品リサイクルの推進)

地域で発生・排出されるバイオマスの計画的な活用に向けて、バイオマス活用推進基本計画（令和４年９月６日閣議決定）に基づき、効率的な収集システムの確立、幅広い用途への活用等、バイオマスを効果的に活用する取組を総合的に実施する。

また、食品リサイクルについて、食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者等の関係主体の連携の強化を通じて、特に取組の少ない地域を中心に、飼料化をはじめとした食品リサイクルの取組を促進する。

くわえて、食品廃棄物の発生抑制や再生利用等の必要性等を普及啓発するため、ホームページ等を通じた情報提供を実施する。

さらに、家庭や外食における食品の廃棄状況等を把握するための調査や、食品産業における食品廃棄物等の発生量や再生利用等の実施状況を把握するための調査を実施するとともに、必要な取組を進める。

6. 食文化の継承のための活動への支援等

(1) 現状と今後の方向性

長い年月を経て形成されてきた我が国の豊かで多様な食文化は、世界に誇ることができるものである。

戦後、和食の基本形である一汁三菜の献立をベースに、ごはん（主食）を中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、お茶等多様な副食（主菜・副菜）等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」が構築され、国民の平均寿命の延伸にもつながった。

我が国における共働きや単身世帯の増加等社会構造の変化や食の外部化等ライフスタイル、価値観、ニーズの多様化が進む中、家庭や地域において継承されてきた特色ある食文化や豊かな味覚が失われつつある。

このような社会構造の変化に伴い、食の多様化が進む中で、引き続き伝統的な食文化を次世代に継承していくため、食育活動を通じて国民の理解を深めるべく、次世代を担う子供や子育て世代を中心に全ての世代が手軽に和食に接する機会を拡大する取組をはじめ、地域の多様な食文化を支える多様な関係者による活動の充実が必要である。

特に、「和食；日本人の伝統的な食文化」が、「自然の尊重」という日本人の精神を体現し、①多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重、②健康的な食生活を支える栄養バランス、③自然の美しさや季節の移ろいの表現、④正月等の年中行事との密接な関わり、という四つの特徴を持つ食に関する社会的慣習としてユネスコの無形文化遺産に登録されたことも踏まえ、和食文化の保護・継承を本格的に進める必要がある。

その際、和食文化の継承には、料理人がその技術や知恵を次世代へ伝え、魅力を発信する役割が重要である。家庭や地域だけでの継承が難しくなりつつある中、調理師養成施設、料理教室、食品事業者等が重要な役割を担い、実践的な学びや技術・背景知識の整理を進め、持続的な人材育成と和食文化の継承を図ることが求められる。

また、和食は、栄養バランスのとれた食生活に資するものであり、循環器疾患死亡等のリスクが低いとの報告もあることから、このような健康面でのメリットも発信していくことが必要である。さらに、食文化の保護・継承は、食料・農業・農村基本法の基本理念である「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」に寄与し、幅広い効果を発現させることが期待される。

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進)

「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産の登録の趣旨を踏まえ、国民の関心と理解が深まるようにするため、地方公共団体、教育関係者、食品関連事業者等

からなる各地域の体制を活用する。また、各地域の郷土料理・伝統食について、料理人や生産者の知見を取り込みながら、背景にある技術・知恵・歴史的文脈を含めた整理を行い、データベース化を進めるとともに、SNS等を活用した情報発信を推進する。あわせて、「100年フード」、「食文化ミュージアム」等の取組により地域の多様な食文化の保護・継承、振興への機運の醸成を図る。さらに、管理栄養士や保育士、教諭、地域で食にまつわる活動を行う者を対象に「和食文化継承リーダー」研修を実施し、和食文化の継承活動を行う中核的な人材の育成と活用に取り組む。

さらに、和食文化の保護・継承に当たっては、食育に関わる国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、ボランティア等、多様な関係者が密接に連携し、産学官一体となって効果的に進める。

くわえて、「おいしく、健康で、誰もが楽しめる和食スタイルの実現」を目指す官民協働による新たな和食普及プロジェクト「楽しもう！にほんの味。～和のこころをつなぐ食の国民運動～」(略称：楽し味(たのしみ)プロジェクト)を展開し、消費者が「知る、食べる、作る」を楽しみながら体験できる流れを、事業者による価値創造と需要開拓の取組とともに推進する。11月24日の「和食の日」を含む11月は「和食月間」として、和食の普及・啓発に向けた様々な取組も含め、和食文化の理解増進を図る。特に、調理師養成施設、料理教室、食品事業者等と連携した和食の魅力を学べる機会の提供等により、地域の多様な食文化の継承につながる取組を推進する。

また、郷土料理や伝統野菜・発酵食品をはじめとする伝統食材等の魅力の再発見や日本型食生活の実践を促すため、地域における地方公共団体、農林漁業者、食品関連事業者等が連携した食育活動を推進する。

さらに、我が国の食文化の理解の助けとなるものであるため、お茶の普及活動を行っている団体等の多様な主体と連携・協力するなど、お茶に関する効果的な食育活動を促進する。

(ボランティア活動等における取組)

食生活改善推進員等のボランティアが行う料理教室や体験活動等において、地域の郷土料理や伝統料理を取り入れることにより、食文化の普及と継承を図る。

(学校給食等での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用)

我が国の伝統的な食文化について子供が早い段階から興味・関心を持って学ぶことができるよう、学校給食をはじめとした学校教育活動において郷土料理の歴史、ゆかり、食材等を学ぶ取組を推進する。

さらに、各地の食関連行事や文化関連行事等も活用し、我が国の伝統的な食文化や地域の郷土料理等とその歴史や文化的背景等を学ぶ機会の提供を促進する。その一環として、毎年度開催している国民文化祭を活用し、地域の郷土料理やその歴史等を全国に発信す

る。

(専門調理師等の活用における取組)

我が国の食事作法や伝統的な行事等、豊かな食文化を醸成するため、食育においては、食と文化や社会、環境との関係を踏まえ、食を取り巻く状況の変化に対応できる知識や高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用を図る。

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

(1) 現状と今後の方向性

健全な食生活の実践には、科学的知見に基づき合理的な判断を行う能力を身に付けた上で、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要である。国民の食に関する知識と食を選択する力の習得のためには、食に関する国内外の幅広く正しい情報を SNS 等の多様な手段で提供するとともに、教育機会の充実を図ることが必要である。

一方、SNS の普及等により、食に関する様々な情報があふれ、信頼できる情報を見極めることが難しいといった状況もあり、健全な食生活の実践に当たっては、国際的な研究を含めた最新の科学的知見に基づく客観的な情報の提供が不可欠である。また、情報の提供に当たっては、国民自身がその内容を理解し、自律的に健全な食生活の実践につなげられるよう配慮が必要である。

国は、各種関連団体等と連携を深めながら、食品の安全性、栄養成分等の食品の特徴、食習慣その他の食生活に関する国内外の調査、研究、情報の提供等がなされるよう、適切な取組を行うとともに、我が国の食育の理念や取組等を積極的に海外へ発信していくことが必要である。

(2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(生涯を通じた国民の取組の提示)

国は、子供から高齢者まで、生涯を通じた食育を推進するため、一人一人の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように、「食育ガイド」を活用するとともに、国民のニーズや特性を分析、把握した上で、それぞれの対象者に合わせて具体的な推進方策を検討し、適切な情報を提供する。

(基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供)

食育に関する国民の意識や食生活の実態等について調査研究及び分析を行うとともに、その成果を広く公表し、関係者の活用に資する。

また、食育に関する関心と理解を深めるために、必要な情報を容易に入手することができるよう、総合的な情報提供を行う。

(リスクコミュニケーションの充実)

国、地方公共団体、各種団体が連携しつつ、食品の安全性についてのリスクコミュニケーションを積極的に実施する。

特に、国民の関心の高いテーマについては、科学的知見に基づいた正確な情報提供によって、消費者をはじめとする関係者間での意見交換会を開催し、理解の増進に努める。

（食品の安全性や栄養等に関する情報提供）

国民が健全な食生活を実践するために必要な食品の安全性や栄養等に関する様々な情報について、国民が科学的根拠に基づいた適切な情報を十分に理解し活用できるよう考慮しつつ、SNS等の様々な媒体や各種イベント、食育に関する普及啓発資料等を活用し、国民にとってわかりやすく入手しやすい形で情報提供する。

地域において地方公共団体、関係団体やNPO等が行う意見交換会等への取組を支援する。

また、「健康日本 21（第三次）」による健康づくり運動として、国内外の科学的知見に基づく食生活の改善に必要な情報の普及啓発を図る。

さらに、摂取すべきエネルギーや栄養素等の量を定めた「食事摂取基準」を定期的に策定・公表し、その活用を促進するとともに、食品成分の基礎データを収載した「日本食品標準成分表」の充実を図り、幅広く提供する。

くわえて、国民健康・栄養調査を実施し、食育推進の基礎的なデータとして、その成果を活用するとともに、肥満や糖尿病等の生活習慣病を効果的に予防することや、食物アレルギー対策、望ましい食習慣の形成を促すためには、食生活、栄養と健康及び食品が有する機能性に関する医学的知見・科学的根拠の蓄積と幅広い利用が必要である。このため、関係府省庁や関係研究機関が連携しつつ、様々な分野にわたるデータの総合的な情報収集や解析、研究開発等を推進するとともに、公表による周知やビジネス等での利用促進を通じてその成果の活用を推進する。

農林漁業や食料の生産、流通、消費に関する統計調査を実施し、公表する。

（食品表示等の理解促進）

時代に即した食品表示へ対応するため、合理的かつシンプルで分かりやすい食品表示制度の在り方について、検討を進めていくとともに、食品表示制度について、消費者の更なる食品表示の活用に向け、原料原産地表示、栄養成分表示等を含め、戦略的な普及啓発に取り組む。新たな取組である栄養成分表示をより利活用するための「日本版包装前面栄養表示」の周知や普及啓発に取り組む。

さらに、消費者の食品選びがより充実して行えるよう、高付加価値やこだわり等の規格である特色JAS及び有機JASを含めJASの普及啓発に取り組む。

（食育や日本の食文化の海外展開と海外調査の推進）

我が国の食育の理念や取組等を積極的に海外に発信し、「食育（Shokui ku）」という言葉が日本語のまま海外で理解され、通用することを目指す。

また、「食育ガイド（英語版） “A Guide to Shokuiku” 」について、インターネット等で発信するなど、海外に対する食育推進の普及啓発を図る。

さらに、諸外国における我が国の食文化の魅力に対する理解を一層高めるため、在外公館料理人制度の活用並びに文化外交の抜本的強化の一環としての在外公館、国際交流基金等による和食・日本の食文化に関する文化事業の実施及びコンテンツ事業等の展開を推進する。

くわえて、海外において行われてきた食生活の改善等に関する取組について、その具体的な手法と成果を調査し、その活用を図る。

このほか、「2027年国際園芸博覧会（GREEN* EXPO 2027）」においては、花や緑に加え、「食」をテーマに我が国の食文化をはじめとした様々な食体験や、季節に応じた体験・食を提供することで、身近な食を通じて食料危機や農業の課題の認識を促す機会を創出する。

（国際的な情報交換等）

国際的な情報交換等を通じて、食育に関する研究の推進や知見の相互活用等を図るため、海外の研究者等を招へいした講演会の開催や海外における食生活等の実態調査等を進める。

また、国際的な機関の活動に協力するとともに、これを通じて積極的な情報の共有化を推進する等、国際的な連携・交流を促進する。

さらに、国際的な飢餓や栄養不足の問題等に対して、国民の認識を深めるために、その実態や国際的な機関による対策等の情報を積極的に提供するほか、栄養改善事業の国際展開に取り組む。

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協働の強化

食育に関連する施策を行っている主体は、国の関係府省庁や地域に密着した活動を行っている地方公共団体、教育、保育、社会福祉、医療及び保健の関係者、農林漁業の関係者、食品の製造、加工、流通、販売、調理等の関係者、料理教室、その他の食に関わる活動等の関係者、さらには様々な民間団体やボランティア等に至るまで多様かつ多数である。

また、「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」や「第3 食育の総合的な促進に関する事項」で述べたように、食育は幅広い分野にわたる取組が求められる上、様々な家族の状況や生活の多様化といった食育をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細やかな対応や食育を推進しやすい社会環境づくりが重要になっている。

したがって、食育に関する施策の実効性をこれまで以上に高めていくためには、国の関係府省庁間の相互の連携をより深めるとともに、食育に係る多様な関係者や食育に新たな広がりをもたらす多方面の分野の関係者が、その特性や能力を生かしつつ、主体的に、かつ、互いが密接に連携・協働して、地域レベルや国レベルの緊密なネットワークを築き、多様な取組を推進していくことが極めて重要であり、その強化に努める。

2. 地方公共団体による推進計画に基づく施策の促進とフォローアップ

食育基本法第17条及び第18条においては、都道府県及び市町村に対し、国の基本計画を基本として、都道府県及び市町村の区域内における食育推進計画を作成するよう努めることを求めており、令和7年度までに全都道府県及び92.9%の市町村において食育推進計画が作成された。

食育推進計画を既に作成した都道府県及び市町村においては、食育推進計画に基づき、また、第5次食育推進基本計画を基本として、新たな計画の作成や改定を行い、その食育推進計画に基づき、多様な主体との連携・協働の下、食育に関する取組を推進する。

このため、国は、都道府県及び市町村における食育の推進が一層充実するよう、食育推進計画を把握しつつ適切な支援を行う。

一方、全国各地で地域に密着した食育に関する活動が推進されるためには、食育推進計画の作成がなされていない市町村についても可能な限り早期に作成することが求められる。

このため、国は都道府県とともに、市町村における食育推進計画の作成や食育推進計画に基づく施策が促進されるよう積極的に働き掛け、地産地消をはじめとする地域での食育の推進がより一層充実するよう必要な資料や情報を提供するとともに、技術的な支援にも努めていくほか、市町村別の食育推進計画の作成状況や食育推進基本計画の反映状況、食育の取組状況等の見える化等、適切な支援等を行う。

また、都道府県及び市町村は、地方公共団体内の関係部局の緊密な連携の下、食育に

関する活動を行う教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティアや関係機関等の協力も得つつ、地域において多様な関係者の連携・協働の下、食育を推進する中核となる人材の育成と地域の特性に応じた実効性の高い食育の推進に一層取り組むことが期待される。

国は、そのための情報の提供等適切な支援を行う。

3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

食育は、個人の食生活に関わる問題であることから、子供から成人、高齢者に至るまで、国民一人一人による理解と実践を促進することが何よりも重要である。

このため、ライフステージのつながりを意識しつつ、生涯にわたって大切にしたい食育について具体的な取組を促す「食育ガイド」等の活用も含め、多様な手段を通じて積極的な情報提供を行うよう努める。

また、食育に対する国民の関心や意識を高めていくためには、対象者の特性や多様なニーズも考慮しつつ、国民の意見や考え方等を積極的に把握し、できる限り施策に反映させていくことが必要であることから、その促進に努める。

4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

食育に関する施策を計画的に推進するためには、その推進状況を把握しつつ取り組むとともに、限られた予算を有効活用することが必要である。特に「1. 多様な関係者の連携・協働の強化」で述べたように、食育は幅広い分野に関わり、多様な関係者による一体的な取組が必要であることに鑑みると、その必要性は一層大きいと考えられる。

このため、本計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、目標の達成状況を含めたその推進状況について、毎年度、調査を実施すること等により、適切に把握し、その効果等を評価し、広く国民にも明らかにするとともに、PDCAサイクルによる施策の見直しと改善を図る。また、厳しい財政事情の下、限られた予算を最大限有効に活用する観点から、引き続き、選択と集中の強化、施策の重複排除、府省庁間連携の強化、官民の適正な役割分担と費用負担、執行状況の反映等の徹底を図る。

5. 基本計画の見直し

国内外の社会経済情勢は常に変化しており、今後、食育をめぐる状況も大きく変わることも十分考えられるため、基本計画については、計画期間終了前であっても必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討する。

また、基本計画の見直しに当たっては、「4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用」において述べた施策の成果の検証結果を十分活用する。



3

日医発第972号(健Ⅰ)
令和8年8月18日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺弘司
(公印省略)

休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について（依頼）

平素、本会学校保健事業に関し、種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、（別添）の通り、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課、初等中等教育局教育課程課ならびにスポーツ庁政策課、地域スポーツ課より各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課等宛に「休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について（依頼）」が発出されました。

熱中症事故の防止については令和8年5月12日付日医発第311号（健Ⅰ）でご案内したところですが、休業日明けの時期は子供たちの体が暑さや学校等における様々な活動に慣れていないこともあり、命に係わるケースもある熱中症事故のリスクが高い時期と考えられることから、今回は特に休業日明けの時期等にご留意いただきたい点を念頭に置いた内容となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区等医師会への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

今年の夏は全国的に気温の高い日が続いており、この先も気温の高い日が続く見込みです。
特に休業日明けの時期は、子供たちが暑さや運動等に体が慣れていない場合があり、熱中症事故の発生リスクが高い時期と考えられますので、このことにも十分御留意のうえ、引き続き熱中症事故の防止について適切に対応いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和8年8月18日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課 御中
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
スポーツ庁政策課
スポーツ庁地域スポーツ課

休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について（依頼）

今年の夏は全国的に気温の高い日が続いており（参考1）、この先、全国的に気温は平年並か高くなる見込み（参考2）となっています。

7月～8月にかけては休業日を設定している学校も多いと思いますが、休業日明けの時期は、子供たちの体が暑さや学校等における様々な活動に慣れていないこともあり、命に係わるケースもある熱中症事故のリスクが高い時期と考えられることから、学校教育活動等の実施に当たっては、実施体制や指導内容等に一層の注意が必要です。

については、各学校や学校設置者等において御留意いただきたい点を改めて周知しますので、熱中症事故の防止について引き続き適切に対応いただきますようお願いいたします。熱中症対策に関連して、児童生徒等が水筒を持ち歩く際の事故に関する注意喚起資料（消費者庁作成）（別添1）をお送りしますので、併せて御確認願います。

また、本事務連絡には「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）」を添付していますが、この中には各学校における熱中症事故対策のポイントを整理・確認することに役立つチェックリスト（別添2）を収録していますので、効果的に活用いただきますよう重ねてお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学法人担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、設置する学校に対し、国立高等専門学校機構におかれては、各国立高等専門学校に対し、各公立高等専門学校におかれては、学内に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、周知されるようお願いします。

なお、学校における働き方改革の観点から、周知の方法については、例えば、他の案件とまとめて周知する等、貴課において必要に応じて適切に御判断いただけま

記

1. 熱中症事故を防止するための環境整備等について

- ・ 休業日明け等の子供たちの体がまだ暑さや学校における様々な活動等に慣れていない時期は熱中症のリスクが高いことや、それほど高くない気温(25～30℃)でも湿度等その他の条件により熱中症事故が発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず熱中症事故防止のための適切な措置を講ずること。
- ・ 熱中症対策には、暑熱順化(暑さに徐々に慣らしていくこと)も有効であることから、暑熱ストレスが高くない時期から、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、適切に取り入れること。(暑熱順化を含むスポーツ活動における熱中症事故のポイントについては別添3を参照)
- ・ 活動の前や活動中に暑さ指数を計測する等し、熱中症事故の危険度の把握に努めること。なお、電子式暑さ指数計には、日本産業規格「JIS B 7922」が制定されていることから、本規格に適合した機器を選ぶとともに、用途や予算に応じて適切なタイプ・数を用意する等の工夫をすること。(暑さ指数に応じた活動実施の目安の例は別添4を参照)
- ・ 活動中やその前後に適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整えること。
- ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、速やかに体を冷却できるよう備えるとともに、ためらうことなく一次救命処置(AEDの使用を含む)や救急要請を行うことのできる体制を整備すること。
- ・ 学校施設の空調設備を適切に活用すること。
- ・ 普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
- ・ 室内環境の向上を図る上では、空調、建物の断熱・気密性能の向上、必要な換気を組み合わせることが有効であり、「環境を考慮した学校施設づくり事例集」(令和2年3月)を参考にしつつ、施設・設備の状況に応じて、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫をすること。
- ・ 幼児等が送迎用バスに置き去りにされた際、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことに十分留意し、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故を防止すること。なお、送迎用バスに設置された安全装置については、あくまでヒューマンエラーの防止を補完するものであるということを十分理解し、置き去り防止について万全を期すこと。
- ・ 学校の管理下における熱中症事故は、多くが体育・スポーツ活動中に発生しているが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生していることにも十分留意すること。
- ・ 運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、特に教職員等の体制が普段と異なる環境で活動する際には、事故防止の取組や緊急時の対応について、児童生徒等も含めた事前の確認及び備えをしておくこと。
- ・ 児童生徒等のマスクの着用に当たっては、熱中症事故の防止に留意すること。

2. 各種活動実施に関する判断について

熱中症防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者及び伝達方法を、各学校における危機管理マニュアル等において予め具体的に定め、教職員間で共通認識を図ることが重要です。なお、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数を用いることが有効です。(別添4)

暑さ指数は、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・予測値

を確認することができます。また、同サイトでは、環境省による熱中症警戒アラート（暑さ指数予測値に基づき、前日 17 時及び当日 5 時頃、熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合（暑さ指数が 33 を超える場合）に発表）や熱中症特別警戒アラート（暑さ指数予測値に基づき、前日 14 時頃、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合（暑さ指数が 35 を超える場合）に発表）の発表状況等も確認することができます。

なお、域内の暑さ指数の実況値・予測値、熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの発表の有無にかかわらず、実際に活動する場所における熱中症の危険度を、暑さ指数等を活用して把握し、適切な熱中症予防を行うことが重要であるにことに十分留意してください。

環境省と文部科学省では、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を令和 3 年 5 月に、この手引きの追補版を令和 6 年 4 月に共同で作成しています。これらの資料の詳細は後述（5.）します。

また、スポーツ活動における熱中症事故の防止については、公益財団法人日本スポーツ協会が「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」を改訂するとともに、令和 8 年 1 月にスポーツ庁において「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」を取りまとめています。

これらの資料を活用するなどし、各種活動の実施等に関して適切に判断いただくようお願いします。

なお、暑さ指数に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期していただくようお願いします。

3. 児童生徒等への熱中症防止に関する指導について

熱中症を防止するためには、登下校時を含め、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導することが必要です。以下のような点を伝えるなど、児童生徒等への指導について御留意いただくようお願いします。

- ・ 休業日明け等の体がまだ暑さや学校における様々な活動等に慣れていない時期は熱中症のリスクが高いこと
- ・ 暑い日には帽子等により日差しを遮ること、通気性・透湿性の悪い服装等を避けること
- ・ 運動するときはその前後も含めて適切に水分を補給し休憩をとること、運動や発汗の状況等を踏まえ必要に応じて塩分タブレットや塩分を含む飲料水などにより水分だけでなく塩分も補給すること、児童生徒等自身でもよく体調を確認し、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員に申し出ること
- ・ 児童生徒等同士で互いに水分・塩分補給や休憩の声掛け等を行うこと
- ・ 児童生徒等の腹部に水筒がある状態で転倒した場合、内臓を損傷する等重篤な事故が発生するリスクがあること等を踏まえ、①水筒はなるべくカバン等に入れて腹部に抱えないようにすること、②水筒を首や肩にかけた状態で走らないこと、③活動の際には水筒を置くようにすること（詳細は別添 1 のとおり）
- ・ 運動等を行った後は、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動（登下校を含む）を行うこと
- ・ 体調不良等により下校やその他活動が困難だと感じた場合にはためらうことなく教職員等に申し出ること

なお、児童生徒等への熱中症防止に関する指導の観点から、保護者に対しても

熱中症対策についての情報提供を行う等、必要な連携を図るようお願いします。

4. 休業日等の取扱いについて

休業日等については、別添 5 の関連規定等を踏まえ、次の（１）及び（２）を参考として、適切に御対応いただくようお願いします。

- （１）各学校設置者及び学校等におかれては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無等を踏まえ、児童生徒等の健康確保に十分配慮した上で、必要に応じて、夏季における休業日延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始休業日の短縮等をはじめとした対応について検討すること。

その際、本事務連絡末尾の各省庁等のサイトの情報等も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。

- （２）学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 63 条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。

5. 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和 6 年 4 月追補版）について

環境省・文部科学省は、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症対策に係る学校向けの熱中症対策ガイドライン等の作成・改訂に資することを目的として、令和 3 年 5 月に「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（以下、「手引き」という。）」を作成しました。

令和 6 年 4 月には、当初版の手引きを作成してから約 3 年が経過し、気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったことを踏まえ、その内容を一部追補する資料を取りまとめました。

追補版は、気候変動適応法等の一部を改正する法律の施行による制度の概要や最近の事故事例及び教訓、学校等における熱中症事故対応に関する事例を掲載するとともに、各学校等における熱中症事故防止に必要な取組や留意点が一覧できるチェックリストを収録しています。（別添 2）

各学校設置者におかれては、本追補版の内容や地域の特性等を踏まえつつ、設置する学校等において熱中症対策の推進が図られるよう、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

【学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き・チェックリスト】

https://www.next.go.jp/a_nenu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

【参考サイト】

○文部科学省・スポーツ庁

- ・熱中症・水難事故防止関連情報
<https://anzenkyoui.ky.next.go.jp/heatillness/index.html>
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引き
https://anzenkyoui.ky.next.go.jp/nextshiryou/data/aratanakijisyou_all.pdf#page=23
- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン
https://anzenkyoui.ky.next.go.jp/nextshiryou/data/ki_kikanri/ki_kikanri_all.pdf#page=49
- ・環境を考慮した学校施設づくり事例集
<https://edpdata.nier.go.jp/research/dataset/2d2218b2-3047-4dd6-845f-97a273aa03d2/resource/047c3583-a077-41a4-b802-eae99e4fee65/download/環境を考慮した学校>
- ・運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善ガイドライン（試行版）
https://www.next.go.jp/sports/b_nenu/sports/neatetop05/list/1372002.html
- ・スポーツにおける熱中症 対策&予防編
https://www.youtube.com/watch?v=2i_8ISuteY0
- ・スポーツにおける熱中症 対策&対処法編
<https://www.youtube.com/watch?v=c8IVgIjC22k>

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト
<https://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・「熱中症環境保健マニュアル ～総論～」 （2025年7月版）
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual_ov.php
- ・「熱中症環境保健マニュアル 2022」 （令和4年3月改訂）
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・熱中症の予防（学校等での事故防止啓発資料）
https://www.jnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabi_d/337/Default.aspx#heat

○公益財団法人日本スポーツ協会

- ・熱中症を防ごう
https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabi_d523.html#04

【担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係

電話：03-6734-2966

こども安全メール from 消費者庁

「Vol.635 水筒を持ち歩くときの転倒事故に注意」(2023年 8月 25日配信)

残暑が厳しく、まだまだ水分補給が欠かせない時期が続いています。出掛ける際、こどもが水筒を持ち歩く機会も多いと思いますが、転倒した際に首や肩に掛けていた水筒がお腹に当たり、内臓を損傷する等といった思わぬ事故が発生しています。



消費者庁・国民生活センターには、水筒を持ち歩くこどもの転倒事故についての情報が、医療機関 ※1から寄せられています。

- 「水筒 1リットルの容器」を斜め掛けにして歩いていたところ坂道で転倒し、地面と水筒に挟まれる形で腹部を強打した。脾臓傷のため集中治療室に入院し、保存加療で10日後に退院した。」(9歳) ※1)
- 「通学中に友人と追いかけてこをしていたところ転倒し、斜め掛けしていた水筒が腹部の右側に当たった。痛みと嘔吐があり救急搬送され、小腸破裂、汎発性腹膜炎のため緊急手術の上、集中治療室に入院した。」(10歳) ※1)
- 「登校中、走っていたところ硬い土の場所でつまづいて転倒した。その際、首から提げていた水筒が、地面とお腹の間に挟まり、腹部を強打した。内臓損傷により、脾臓 50% 程度及び脾臓を摘出した。」(7歳) ※2)

こどもは転倒しやすい、転倒した際に反射的に手をつくといった動作が取りにくい等の特徴があります。また、こどもは腹部臓器の占める割合が大きい、お腹周りの筋肉が弱い等の理由から、腹部に外から力が加わった場合に内臓損傷が起こりやすいとされています(※2)。

よって、水筒を首や肩から掛けていると、転倒した際、上記事例のように水筒が腹部に当たる可能性があるため危険です。

このほか、水筒のひもが首や腕に絡まったり、遊具等に引っかかったりすることにも注意が必要です。

こどもに水筒を持ち歩かせるときは、以下のポイントに注意しましょう。

- 水筒はなるべくリュックサック等に入れましょう
- 水筒を首や肩に掛けているときに走らないようにしましょう
- 遊具等で遊ぶ場合は、水筒を置いて遊ぶようにしましょう

熱中症予防に役立つ水分補給の道具に思わぬ危険が潜んでいます。転んだときの危険性について日頃からこどもに教えておくことが大切です。

1. ※1: 消費者庁は 独 国民生活センターと共同で、平成 22年 12月より、医療機関 令和 5年 8月現在で 32機関が参画 から事故情報の提供を受けています (医療機関ネットワーク事業)。
2. ※2: (公社)日本小児科学会 Injury Alert(傷害速報)「No.059 水筒による脾外傷」(PDF)

過去の関連メール) Vol.626 早めの熱中症予防! 症状が現れたら速やかな処置を!

(消費者庁提供資料)

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（追補版）に収録する
チェックリスト

（１）日頃の環境整備等

☐	活動実施前に活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境を整える
☐	危機管理マニュアル等で、暑熱環境における活動中止の基準と判断者及び伝達方法を予め定め、関係者間で共通認識を図る（必要な判断が確実に行われるとともに関係者に伝達される体制づくり）
☐	熱中症事故防止に関する研修等を実施する（熱中症事故に係る対応は学校の教職員や部活動指導に係わる全ての者が共通認識を持つことが重要）
☐	休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いこと、気温 30℃未満でも湿度等の条件により熱中症事故が発生し得ることを踏まえ、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、暑熱順化（体を暑さに徐々にならしていくこと）を取り入れた無理のない活動計画とする
☐	活動中やその前後に、適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える
☐	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる体制を整備する （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却・AEDの使用も視野に入れる）
☐	熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討する
☐	運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、指導体制が普段と異なる活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に確認し児童生徒等とも共通認識を図る
☐	保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る
☐	室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫を検討する
☐	学校施設の空調設備を適切に活用し、空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討する
☐	送迎用バスについては、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故防止を徹底する（安全装置はあくまで補完的なものであることに注意）

（２）児童生徒等への指導等

☐	特に運動時、その前後も含めてこまめに水分を補給し休憩をとるよう指導する （運動時以外も、暑い日はこまめな水分摂取・休憩に気を付けるようにする）
☐	自分の体調に気を配り、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員等に申し出るよう指導する
☐	暑い日には帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶよう指導する
☐	児童生徒等のマスク着用に当たっても熱中症事故の防止に留意する
☐	運動等を行った後は十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動（登下校を含む）を行うよう指導する
☐	運動の際には、気象情報や活動場所の暑さ指数（WBGT）を確認し、無理のない活動計画を立てるよう指導する
☐	児童生徒等同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導する
☐	校外学習や部活動の遠征など、普段と異なる場所等で活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に教職員等と共通認識を図る
☐	登下校中は特に体調不良時の対応が難しい場合もあることを認識させ、発達段階等によってはできるだけ単独行動は短時間にしてリスクを避けること等を指導する

（３）活動中・活動直後の留意点

☐	暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、児童生徒等の様子をよく観察し体調の把握に努める
☐	体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意する
☐	児童生徒等の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに注意する
☐	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる指導体制とする （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却（全身に水をかけることも有効）・状況により AED の使用も視野に入れる）
☐	活動（運動）の指導者は、児童生徒等の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する（運動強度の調節も考えられる）
☐	運動強度・活動内容・継続時間の調節は児童生徒等の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導する
☐	児童生徒等が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する
☐	運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり、次の活動（登下校を含む）を行うことに注意する

スポーツ活動における熱中症事故の防止

① 適切な予防措置



- ✓ スポーツ活動中をはじめとして、依然として熱中症による被害が多く発生しています。熱中症は、梅雨明け等の気温が急に上昇したとき、また、合宿初日や休み明け、あるいは低学年（特に新入生）に多くみられます。いずれも、「体が暑さに慣れていない」からです。



【暑熱順化】 気温が高くなり始めたら、暑さに慣れるまでの順化期間を設けましょう。順化期間の最初は運動量を落とし、次第に負荷を高めて行きます。

- 気温が高くなり始める5～6月から開始します
- トレーニング開始から順化の効果が表れるまで5日間を要します
- 服装は汗の蒸発を妨げない服装が好ましいです

- ✓ また、活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数（WBGT）に応じて運動・スポーツの活動場所や時間を判断することが必要です。

- ✓ 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（公益財団法人日本スポーツ協会）や「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」等を参考として、熱中症事故防止のための適切な措置を講じましょう。



スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック
【JSPO HP】

運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン
【スポーツ庁 HP】

② 指導者等の責任

- ✓ スポーツによる熱中症死亡事故は適切な予防措置を講ずれば防げるものです。ひとたび事故が起きると人命が失われるだけでなく、指導者はその責任を問われ訴訟になる例もあります。熱中症の予防と、発生したときの応急処置方法を指導者は身につけておきましょう。



【法的責任】 事故が発生した場合、民事責任や刑事責任を、指導者等の個人または法人が問われることになります。一般的には民事責任（損害賠償責任）が問われますが、死亡など重大な結果となった場合は刑事責任も問われるケースがあります。

【事例】A市の少年野球チームの総監督Bは、試合に負けた罰としてC君ら選手に投げ込みやダッシュなどを課した。C君は練習開始3時間後に倒れ、翌日死亡。死因は熱中症。

民事責任について、Bが過失を認めて謝罪、賠償金約5,000万円で和解。刑事責任について、Bは日没後の熱中症は予想できなかった、部員の判断で自由に給水が許されていた等の理由から不起訴処分。

【出典】スポーツリスクマネジメントの実践ースポーツ事故の防止と法的責任ー（公益財団法人日本スポーツ協会）



お問い合わせ：
スポーツ庁健康スポーツ課
電話：03-5253-4111（内線4140）

暑さ指数に応じた活動の目安の例

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活 活動の目安(*1)	日常生活における注意事項(*1)	熱中症予防運動指針(*2)
31℃以上	すべての 生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28～31℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人*は運動を軽減または中止。
25～28℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

(「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(令和3年5月)」より)
※日本スポーツ協会「熱中症予防のための運動指針」等を基に作成

関連規定

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）
（学期及び休業日）

- 第二十九条** 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。
- 2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

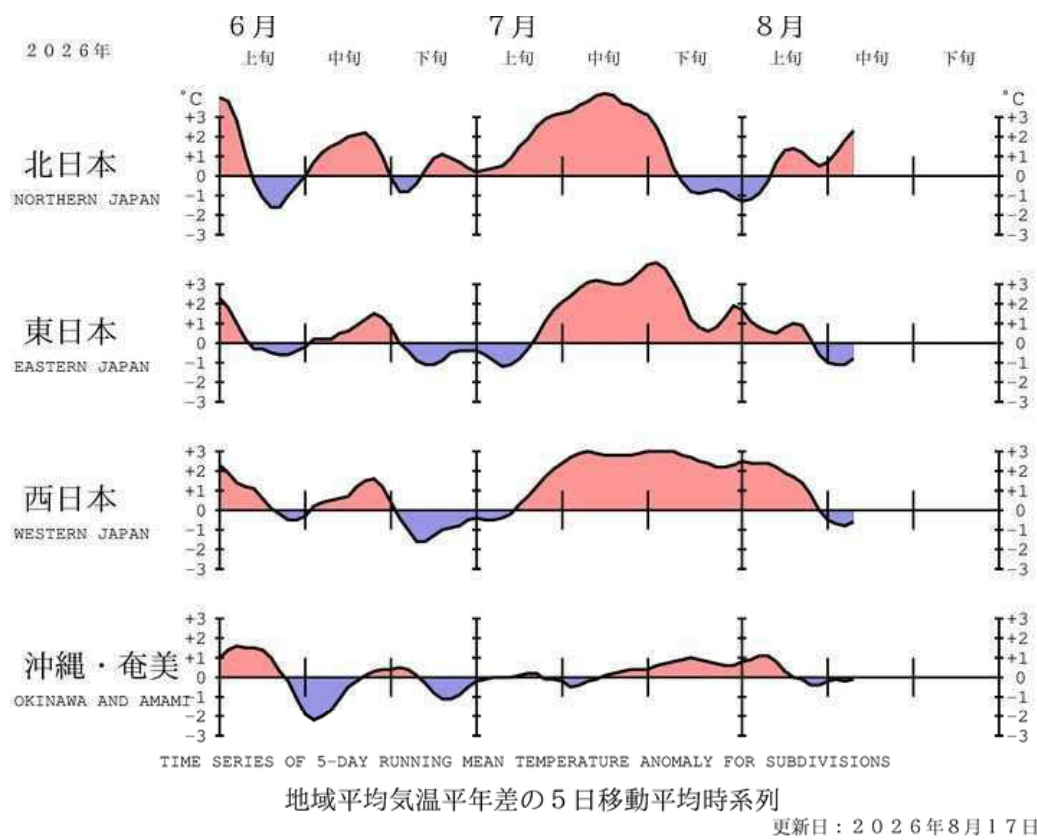
- 第六十一条** 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。
- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日
 - 二 日曜日及び土曜日
 - 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

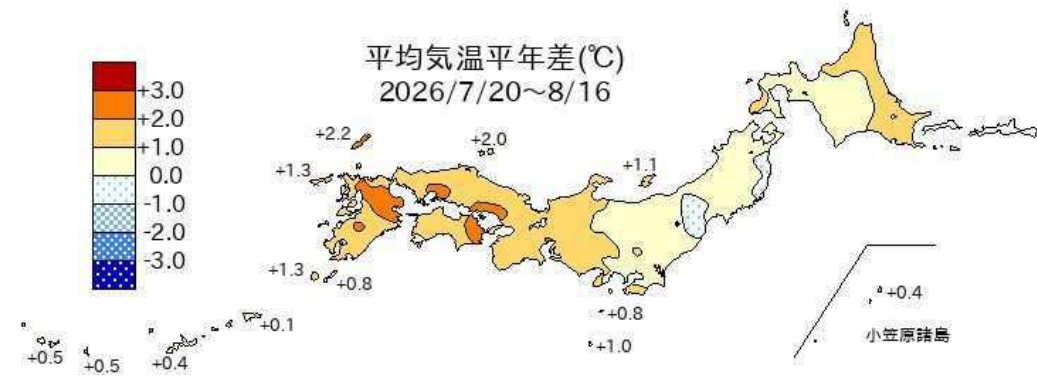
第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に準用。

前3か月間（8月16日まで）の地域平均気温平年差の経過



前4週間（8月16日まで）の気温の平年差



（気象庁ウェブサイトより抜粋）

参考 2

向こう 3 か月（8～10 月）の天候の見通し（7/21 気象庁発表）

		平均気温（向こう 3 か月）
北日本	日本海側	低20 並40 高40% 平年並か高い見込み
	太平洋側	
東日本	日本海側	低20 並40 高40% 平年並か高い見込み
	太平洋側	
西日本	日本海側	低20 並40 高40% 平年並か高い見込み
	太平洋側	
沖縄・奄美		低20 並30 高50% 高い見込み
数値は予想される出現確率（%） です		

（気象庁ウェブサイトより抜粋）